

# 出水市ラムサール条約湿地 保全・利活用計画



令和8年3月

出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会

出水市



## はじめに

令和3年11月18日に、「出水ツルの越冬地」としてラムサール条約湿地に登録されました。また、令和4年には、ツルのための食料生産の場である農地の提供、保護活動に対する市民の理解、60年以上にも及ぶ中学生の羽数調査などの成果が、国際的に評価され、新潟市とともに日本初のラムサール条約湿地都市に認証されました。湿地都市認証は、ラムサール条約登録湿地だけではなく、市内全域を対象に自治体のブランド化が図れるメリットがあります。

出水市では、令和4年3月に策定した「出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画」の「保全・再生」「交流・学習」「賢明な利用（ワイズユース）」「越冬地利用調整」の4本の柱に沿って様々な施策を進めてまいりました。

出水市独自の「越冬地利用調整」では、令和4年からシーズンを通し、「住民と来訪者との共生」「鳥インフルエンザへの防疫の強化」の観点から、入域ルートの指定や越冬地環境保全協力金をお願いしました。いただきました協力金は、利用調整事業に係る経費のほか、保全・利活用計画に関する事業に活用させていただきました。

今回策定しました第2期の「保全・利活用計画」に基づき、関係者の皆様と連携しながら、これまで先人が守ってきた自然環境やツル保護の歴史を受け継ぐとともに、市民がその価値を再認識し、将来の子どもたちにこの恵まれた環境を引き継ぐことにより、「子どもたちに郷土愛を 市民に誇りを」をキャッチフレーズに、地域の活力を最大限に引き出す取組みを推進してまいります。

最後に、本計画書の策定にあたり、御協力をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

出水市長 椎 木 伸 一





# 目 次

## 第1章 湿地保全・利活用計画とは

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 登録地の概要.....     | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ.....    | 5 |
| 3 | 計画の対象範囲と期間..... | 6 |

## 第2章 登録地の現状と課題

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 出水のツルについて.....    | 7  |
| 2 | 登録地の環境について.....   | 14 |
| 3 | 一次産業について.....     | 24 |
| 4 | 観光への活用について.....   | 28 |
| 5 | 交流・学習の取組について..... | 33 |
| 6 | 越冬地の利用調整について..... | 38 |

## 第3章 計画の理念と基本方針

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 計画の理念..... | 42 |
| 2 | 基本方針.....  | 42 |
| 3 | 将来像.....   | 43 |

## 第4章 将来像に向けた具体的な取組

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 保全・再生.....         | 45 |
| 2 | 賢明な利用（ワイズユース）..... | 49 |
| 3 | 交流・学習.....         | 52 |
| 4 | 越冬地利用調整.....       | 56 |

## 第5章 参考資料

|   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会会則.....      | 58 |
| 2 | 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会 協議会委員名簿...  | 61 |
| 3 | 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会 部会委員名簿..... | 62 |
| 4 | ラムサール条約条文.....                    | 63 |



---

## 第1章 湿地保全・利活用計画とは

### 1 登録地の概要

鹿児島県の北西部、熊本県との県境に位置する人口約 51,000 人の出水市は、北東部の矢筈山系、東部の朝日岳山系、南部の紫尾山系によって三方を山地部に囲まれ、これらの山系から流れ出る米之津川、高尾野川及び野田川とその支流とで形成された扇状地及び干拓により造成された、広大な農地からなる出水平野が八代海に面して広がっています。

川内川流域県立自然公園に指定されている紫尾山は、山頂付近にブナ林が発達し、山麓はシダ類の宝庫として知られ、岩が露出した特徴的な稜線が豊かな森林環境のシンボルとなっています。

また、平野部の河川や湖沼、湿地には湧水や、きれいな水の流れを好む淡水魚のアブラボテやカスミサンショウウオなどが生息しており、分布南限として確認されています。

そして、県内有数の水田地帯となっている耕作地には、毎年 10～12 月にかけて 1 万羽以上のツルが渡来し、3 月頃まで過ごす国内最大のツルの越冬地となっています。

昭和 27 年には「鹿児島県のツル及びその渡来地」として国の特別天然記念物に、昭和 62 年には国指定出水・高尾野鳥獣保護区にも指定されています。

越冬地は、市内を流れる河川の河口部にあたり、水田、芦原、干潟といった多様な自然環境、そして戦前から続くツルの保護活動に見られる生き物と共に暮らす社会環境があることで、国際的にも絶滅が危惧されるナベヅルや、マナヅルが安定的に越冬するとともに、2 万羽を超す水鳥をはじめ多くの生き物の生息を支える場となっています。

こうしたことから、令和 3 年 11 月 18 日にツルが越冬する荒崎地区および東西干拓地が「出水ツルの越冬地」という名称でラムサール条約湿地として登録されました。





## コラム：ラムサール条約

正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であるラムサール条約は、1971年2月にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された条約です。172の加盟国、2546か所が登録湿地に指定されており、その総面積は258万km<sup>2</sup>(2025年10月現在)になります。

対象とする湿地は海域、陸域、人工湿地に大別され、42種類と幅広くなっています。変わったものではサンゴ礁や藻場、ダム湖、採掘現場、魚やエビの養殖池といったもののまで対象となっています。

当初は、水鳥類の渡来地として重要な湿地に重点が置かれていましたが、議論を重ねるにつれ変化し、水鳥類に限らず、広く生態系として重要な湿地の保全を目指しています。締約国は登録湿地について適正な利用と保全に関する計画を策定し、その実施に努めることが求められます。

ラムサール条約が規定する国際的に重要な湿地の基準

|     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準1 | 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地                                                                    |
| 基準2 | 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地                                                                              |
| 基準3 | 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地                                                                   |
| 基準4 | 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地                                                 |
| 基準5 | 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地                                                                                 |
| 基準6 | 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地                                                              |
| 基準7 | 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 |
| 基準8 | 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地                                         |
| 基準9 | 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地                                                 |

出水ツルの越冬地は基準2、4、5、6に該当します。

基準2：レッドリストVUのナベヅル、マナヅルの生息を支える湿地です。

基準4：ナベヅル、マナヅルの重要な越冬地です。

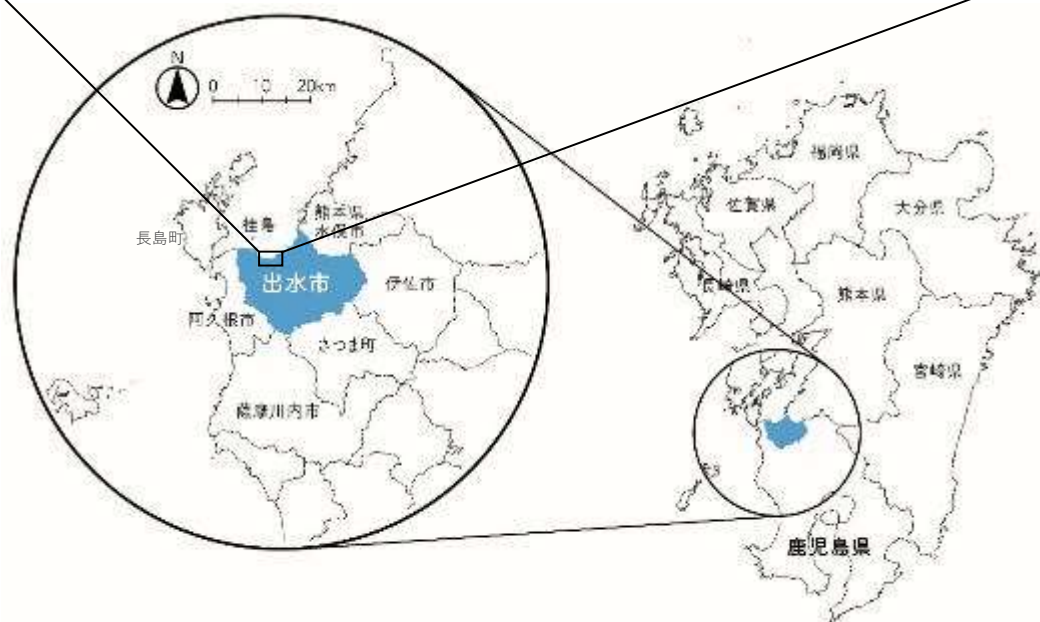
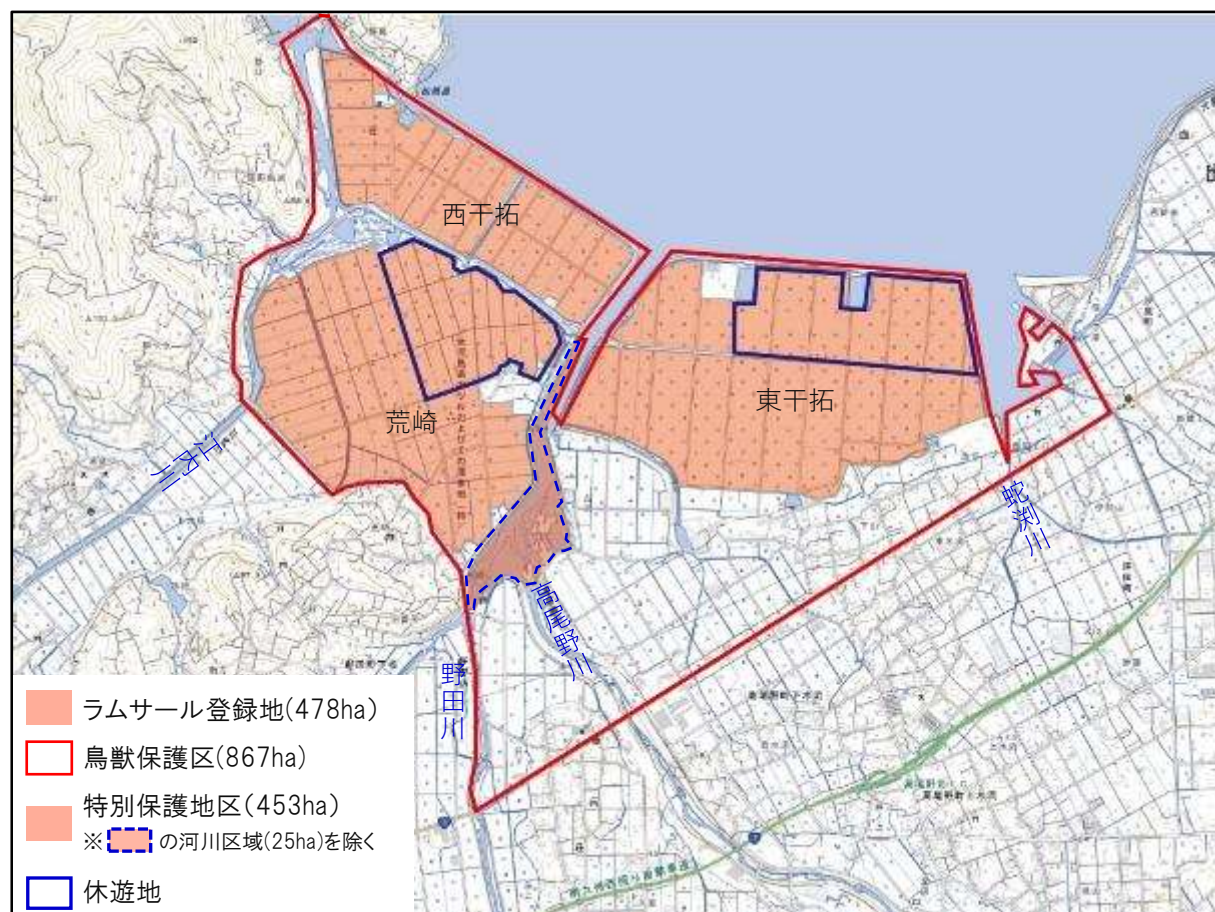
基準5：ツル類に加えてモエガモ、ツクシガモ、オシドリ、ヨシガモ、オカヨシガモ、オナガガモ、ヒドリガモ、マガモ、キンクロハジロ、ホシハジロ、カルガモ、コガモなど計7,343羽の水鳥が確認されています。(2015年～2019年の5か年平均)

基準6：ナベヅルの8割以上、マナヅルの4割以上の生息を支えています。



## ■登録地の位置図と代表的な環境

「出水ツルの越冬地」は、高尾野川、野田川、江内川の3河川が流れ込む出水扇状地の終端に位置し、これらの河川の河口に作られた干拓地453haと河口部の開放水域、干潮時に現れる中州によって構成される河川区域25haを合わせた478haです。







遠浅の海岸



広大な干拓農地



中州や干潟



河川の河口周辺



## 2 計画の位置づけ

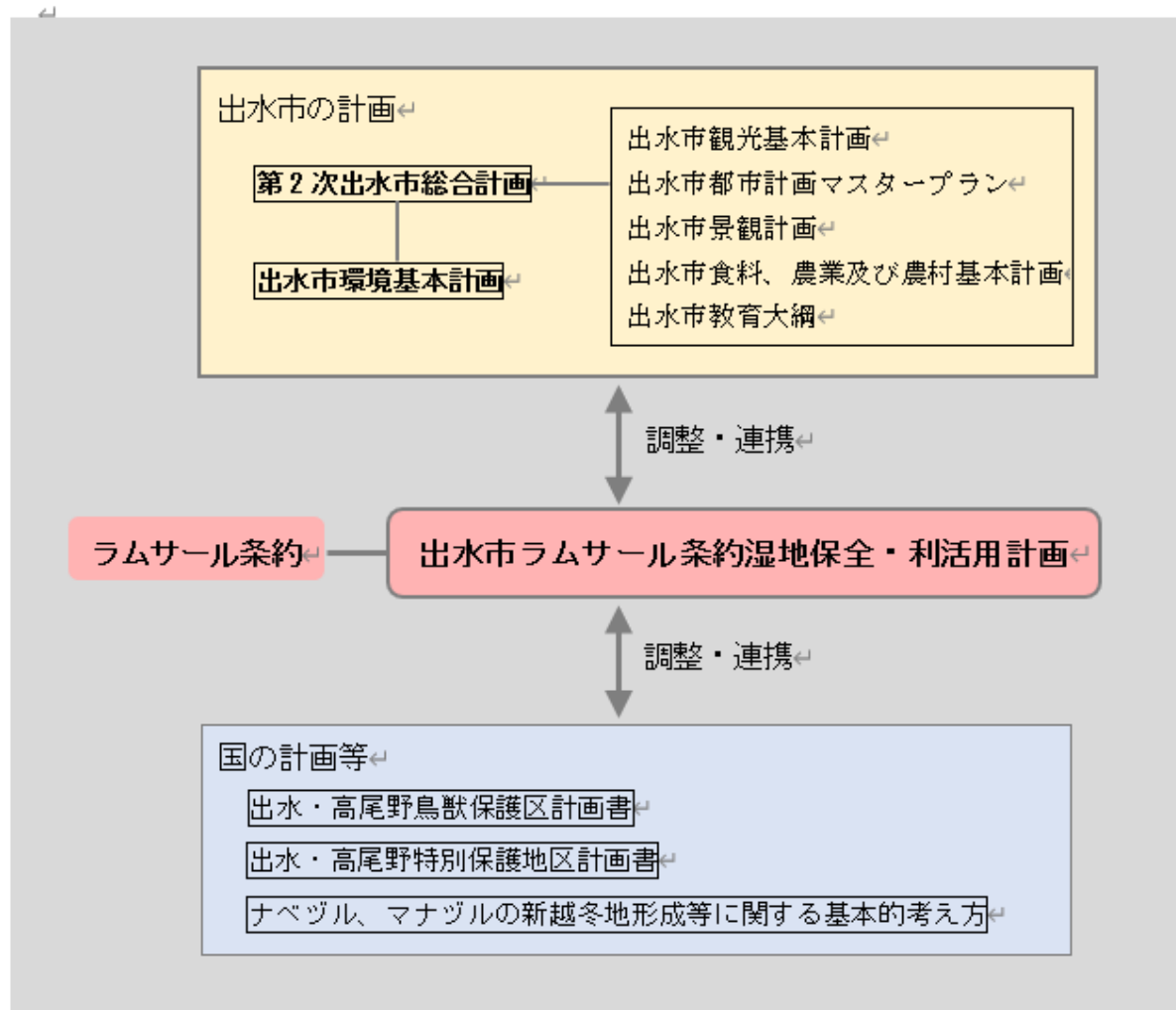
出水ツルの越冬地はほとんどが水田であり、ツルの生息環境の保全には地元の協力や協働が不可欠です。

しかし、毎年1万羽以上のツルと多くの水鳥が集まるため、農業や漁業被害の発生、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の侵入リスクの高まり、さらには現地を訪れる観光客やカメラマンの存在が農作業に支障をきたすといった事態が起こり、地元の負担は年々大きなものとなっています。

そこで、湿地やツルをはじめとする野鳥の生息環境を保全することが地域社会にとってもメリットとなることを目標に、地域における湿地の保全や賢明な利用の推進とともに、自治体のブランド化を図ることを目的とした「ラムサール条約湿地都市」に2022年に認証されました。

このため、本計画は、ラムサール条約第3条第1項に定められている湿地の保全及び適正な利用と同時に、自治体のブランド化の促進を図ることを狙いとしています。

計画の策定にあたっては、国指定出水・高尾野鳥獣保護区計画書及び出水市環境基本計画をはじめとする各種関連計画と整合を図り、取組を進めることとします。





### 3 計画の対象範囲と期間

計画の対象範囲は、ラムサール条約登録湿地である出水ツルの越冬地を含む出水市全域とし、令和8年4月からの4年間を対象期間とします。最終年度には進捗状況を確認し計画の見直しを行う予定です。

#### コラム：ラムサール条約の湿地都市認証制度

自治体のブランド化や地域における湿地の保全、賢明な利用（ワイズユース）の推進を図ることを目的に、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の推進に関する下表の12の国際基準に該当する自治体に対して認証を行う制度。

2019年に条約事務局が募集を行い、本市は、2022年に新潟市とともに、日本初の認証都市になりました。また2025年には、名古屋市も認証を受けました。

| グループ A 湿地の保全及び賢明な利用の実現に基づく基準 |                                                                   |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| A1                           | 自治体の行政区分に完全にまたは部分的にラムサール条約湿地がある。（A1・A2 はどちらかに該当）                  |
| A2                           | 自治体の行政区分に完全にまたは部分的にそのほかの重要な湿地がある。（A1・A2 はどちらかに該当）                 |
| A3                           | 湿地の劣化及び損失を防ぐ国及び又は地域の政策・法的措置・計画等がある。                               |
| A4                           | 都市の基盤を形成する要素として湿地を復元・創造した事例がある（洪水の制御、気候緩和、水質向上、レクリエーションの提供など）。    |
| A5                           | 自治体の空間計画及び統合的な都市管理において、湿地の重要性が考慮されている。                            |
| A6                           | 地域社会の湿地の計画・管理に関与・参加している。                                          |
| A7                           | 湿地に関する環境教育や情報配信、学校教育への導入等を通じて、湿地の価値に対する社会の意識を醸成し、湿地の賢明な利用を奨励している。 |
| A8                           | 世界湿地の日（2月2日）前後でのイベントの実施を促進している。                                   |
| A9                           | 地域における湿地の保全や賢明な利用の支援・推進をする地域関係者や利害関係者、有識者等による委員会等の組織がある。          |
| グループ B 相補的なアプローチ             |                                                                   |
| B1                           | 水質及び公衆衛生基準を満たしている。                                                |
| B2                           | 湿地の恩恵（供給・調整・文化・基盤サービス）が認識され、自治体の計画及び政策決定において考慮されている。              |
| B3                           | 地域社会が湿地の賢明な利用に関わり、湿地の恵みを享受している。                                   |

12の認証要件について、本市は、食料生産のための干拓事業が、多くの水鳥の生息を支える湿地の拡大に寄与したという点、A3～A5の基準を満たす背景に特色があります。また、ツルの越冬地としての保護活動や普及啓発、教育の歴史が長く、A5～A9、B2～B3の基準を満たす取組も長く続けられています。



## 第2章 登録地の現状と課題

### 1 出水のツルについて

#### (1) ツルの渡来状況

出水ツルの越冬地に渡来するツルの中で最も数が多いのがナベヅル、次いでマナヅルです。ナベヅルは世界の総個体数の約8割、マナヅルは約4割にのぼります。

その他クロヅル、ソデグロヅル、カナダヅル、タンチョウ、アネハヅルと世界15種のツルのうち国内で確認できる7種のツルの渡来が確認されています。

ナベヅル、マナヅルなどの「渡り」をする水鳥にとって、繁殖地・越冬地・中継地のそれぞれで湿地環境が必要となりますが、世界的に湿地環境は減少しています。

こうした中で、本市への渡来数は平成に入って以降、ほぼ毎年1万羽を超え、年々増加の傾向にあり、国際的にも重要な環境であるといえます。



本市で見られるツル

## (2) ツル保護の歴史

出水の海岸にツルが初めて渡来したのは江戸時代中期頃と言われています。

江戸幕府がツルの保護を呼びかけ、薩摩藩がそれにならい捕獲を禁止したことからツルの渡来は続きましたが、明治時代には捕獲禁止令が解け乱獲が始まり、一時は1羽もその姿が見られなくなった時もありました。

また、第2次世界大戦中には出水航空基地の影響等もあり、昭和27年に特別天然記念物に指定された時点では275羽まで減少していました。



昭和30年代のツルのいる風景

本市では昔から人々がツルを保護し、傷つき病に倒れたツルの供養のための墓を建てるなど、ツルを大切に共に暮らしてきた歴史があります。

航空基地の再利用計画が浮上した際には、住民の反対により計画が断念され、また、ツルの越冬地があったことから鉄道計画は変更されました。

なお、戦後の混乱期で生活が苦しかった頃にも変わらずにツルに餌を与えていたという記録もあります。



ツルを守ってきた人々



ツルの供養碑



昭和 37 年に鹿児島県ツル保護会が設立されると、本格的な保護活動が始まり、それに呼応するように越冬するツルの数も増えていきます。

昭和 40 年代には宅地開発などにより全国的に湿地が減少していく中、出水ツルの越冬地は、農地の転換を厳しく制限する国内法により、水田として守られ、生息環境が維持されてきました。



ツル渡来数の推移と主な出来事

## コラム：保護ツルのクロちゃん

昭和 32 年、荘小学校では傷ついて飛べないナベヅルを保護し、“クロちゃん”と名付け、児童たちが一生懸命世話をしました。

元気になったクロちゃんは翌年放鳥しましたが、仲間の所へは行かず、子どもたちの方へ戻って来たというエピソードが残っています。



### (3) ツル保護の現状

出水ツルの越冬地は、海に向かって開けた地形で、水田や畑等が広がる農業地帯であるために、人工構造物が少なく見晴らしがよい環境です。

ツルが越冬する10月から3月までの5か月の間、荒崎地区の51ha、東干拓の53haはツルのねぐらや給餌場として人や車の立入りが制限される「休遊地」となり、寒冷紗で囲われます。

また、ツル観察センターの隣には、「ツル保護センター」も整備されています。



ツルの渡来前に目隠しの寒冷紗を張る



寒冷紗で目隠しされた休遊地



ツル保護センター



二番穂をついばむツル

こうした保護策は、渡来数の増加や干拓地の整備など、状況の変化に応じて講じられてきた対策です。

給餌は水田の裏作として、当時栽培が盛んだった麦などへの被害が深刻になったため、農業被害を防ぐことを目的として始まりました。

また、ツルへの給餌に誘引され、カモが居つくようになり、ノリ養殖への被害が発生したため、船を出して音でカモを追払う事業も行われています。





カモを追払う様子



他の鳥類も集まってくる



早朝にねぐらを飛び立つツルの様子



休遊地外で餌をついばむツル

#### (4) ツルをとりまく状況

本市では、多くの野鳥が生息環境を共有しているため、野鳥同士の間で感染症が伝播し、一極集中したツル類が絶滅するリスクが懸念されています。

令和4年度には、高病原性鳥インフルエンザ等により、1,476羽のツルが死亡しました。

また、鳥インフルエンザウイルスは野生のカモ類と共存しており、ツル類には偶発的に感染すると考えられていますが、そのことが十分に周知されないまま、「ツルが鳥インフルエンザウイルスを持ち込んでいる」といった認識が広がる懸念があります。

本市では、鳥インフルエンザへの備えとして、環境省、鹿児島県及び鹿児島大学との連携で、鳥類生息状況調査、巡視員による巡回、ねぐらの採水調査及び、死亡野鳥等調査を実施しています。

また、ツル等が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した場合には、防疫体制の強化のため、散水車による路面消毒や、有人の消毒ポイントによる車両タイヤの消毒が実施されます。



越冬地内で走行する散水車



越冬地内における車両消毒の様子

本市でのツル類の絶滅のリスクを低減・解消するためには、ツル類が出水以外の地域にも分散して越冬するよう促すことも重要です。そのためには、ツル類が出水以外で越冬できる環境を確保することや、給餌量を順応的・計画的に調整することが求められており、そのための取組を進めているところです。

本市ではこれまで、積極的に越冬ツルを誘致している山口県周南市へ、ナベヅル保護個体の移送等の協力を行ってきました。環境省の調査によると、最近では周南市の他にも、九州・四国などに毎年ツルが越冬する地域が確認されています。

ツル類の飛来が確認された地域の一部では、様々な主体によって越冬地の整備が試験的に行われています。例えば、長崎県五島市では環境省により、冬期湛水水田の確保やデコイの設置等の越冬環境の整備が試験的に進められています。こうした新たな越冬地での取組が定着するよう、連携・交流を深めていくことも今後の課題です。

このような、ツル保護管理における取組を効果的に推進するため、環境省、鹿児

島県、本市からなる「出水ツル保護管理に関する連絡会」が設置され、関係機関がより一層の連携に努めています。

### 『出水のツル』についての課題

- 1 2万羽を超えるツル類、カモ類が集中して越冬しているため高病原性鳥インフルエンザ等発生による集団感染が懸念されます。
- 2 本市での一極集中を解消し新たな越冬地形成を促すため、関係機関の連携のもと、給餌量の調整を一手段としたツル類の適正な保護管理が求められています。
- 3 本市以外に越冬できる環境が広がるよう、新たにツルの定着が見られる越冬地との情報共有・連携が必要です。

#### ツルの越冬地と私①桑野大輔さん

##### ツル保護監視員 6年目

前任の時吉さんからツル保護監視員を引き継いで今年で6年目になります。

ツル保護に関わる諸先輩方に比べると遥かに短い時間ではありますが、そのたった6年の間にも出水のツルを取り巻く環境は悪い事、良い事、色々と変化がありました。

悪い事では2022年の鳥インフルエンザ蔓延に因るツルや野鳥、鶏等の大量死がありました。人生初の異常な経験に右往左往したものです。

良い出来事の筆頭は、やはり出水ツルの越冬地がラムサール条約登録湿地に認定された事でしょうか。これをきっかけに出水のツルや野鳥の保護に関心を持つ人が増えればと、心から思います。





## 2 登録地の環境について

## (1) 干拓の歴史

本市の海岸線は、米ノ津川や高尾野川、野田川等からの土砂が堆積し遠浅の海が広がり、干満の差が大きいことから干拓の適地でした。江戸時代、藩の財政確保のため各地で干拓が進められた際、出水でも大規模な干拓事業が行われました。

また、戦後は食糧増産を目的に、国営の干拓事業が行われ、最終的に昭和 40 年の東干拓の完成により現在のような 1,000ha を超す広大な農地が出来上がっています。



出水の干拓整備の歴史



出水干拓東工区整備期（昭和33年～34年頃）



### 整備中期



完 成 (昭和40年)



ツル渡来地として天然記念物に指定された現在の荒崎地区の干拓工事は、薩摩藩主・島津斉彬が江戸からの帰りに出水に立ち寄った際、江内村・荘村の海岸が遠浅なことに気づき、新田を開くよう指示したことがきっかけで整備されました。

斉彬の没後、次の藩主である島津忠義により 1860 年（安政 7 年）に工事が開始され、途中薩英戦争による中断をはさみ 1866 年（慶応 2 年）に完成しました。

この時の工事の際に、潮止として構築された島津樋門は、現在、橋台の一部としてその姿を残しています。

荒崎新田の完成を記念し建立された、豊作をもたらす田の神や水神は現在でも地域の人々から大切に祀られています。なお、出水ツルの越冬地内の「島津樋門」、「潟樋門跡」、「河川堤」の 3 つの施設群が、「荒崎新地の石造干拓施設群」として、「選奨土木遺産」に認定されました。



田んぼを見守る田の神様



現在の島津樋門



島津樋門全景

## (2) 現在の環境

干拓地の農地や隣接する干潟、河川は、ツル類をはじめとする野鳥や魚類、植物、底生生物、昆虫等にとって貴重な生息環境となっています。

また、干拓地の水田や用水路・調整池は流下した水を受け止めることで周辺部への洪水防止や、台風による強風や高波による影響を緩和する緩衝帯として機能している他、干潟は水質浄化などの機能を果たすなど、様々な生態系サービスを提供しています。

### ア 水質

出水ツルの越冬地からの流入水を集める高尾野川、江内川の 2 河川のうち、高尾野川の登録範囲内に位置する天神防潮樋門では BOD1.1mg/L、全窒素 1.75mg/L、全リン 0.198mg/L<sup>※1</sup> が観測されています。

また、江内川では最下流の島津樋門で BOD2.4mg/L、全窒素 1.50mg/L、全リン 0.208mg/L<sup>※1</sup> が観測されています。また両河川が流入する八代海南部海域では COD1.8mg/L、全窒素 0.14mg/L、全リン 0.019mg/L<sup>※2</sup> が測定されています。

これらの数値から、河川・海洋ともにおおむね良好な状態であると言えます。

※1 2020～2025 年公共用水域水質測定結果の平均値

※2 環境基準点 7 地点、2019～2024 年の平均値

### イ 鳥類

出水ツルの越冬地は、農地として利用されていたことで開発から免れ、人工湿地として水田、葦原、干潟といった多様な環境が維持され、多くの野鳥が生息する環境になっています。このため、環境省のガンカモモニタリング 1000 やカモ調査、月 1 回のラインセンサス、全国の標識調査地点の 1 つとして鳥類調査などが継続して行われています。

出水・高尾野鳥獣保護区内ではツクシガモ (IUCN : LC、環境省 : VU、鹿児島県 : 絶滅危惧 I 類) 等のガンカモ類やツル類、コウノトリ (IUCN : EN、環境省 : CR) やクロツラヘラサギ (IUCN : VU、環境省 : EN、鹿児島県 : 絶滅危惧 I 類) などの絶滅危惧種を含む 39 科 126 種、出水市周辺では 324 種の生息が確認されており、これは、日本で見られる野鳥の約半数にあたり、特に世界的に希少な渡り鳥が訪れている日本でも有数のバードウォッチングのスポットであるといえます。



ツクシガモ



クロツラヘラサギ

【確認された希少種一覧】

| 和 名        | 学 名                                    | IUCN | 環境省 | 鹿児島県   |
|------------|----------------------------------------|------|-----|--------|
| シジュウカラガン   | <i>Branta hutchinsii</i>               | LC   | CR  |        |
| サカツラガン     | <i>Anser cygnoid</i>                   | EN   | DD  |        |
| ヒシクイ       | <i>Anser fabalis</i>                   | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| マガン        | <i>Anser albifrons</i>                 | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| カリガネ       | <i>Anser erythropus</i>                | VU   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ツクシガモ      | <i>Tadorna tadorna</i>                 | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| トモエガモ      | <i>Sibirionetta formosa</i>            | LC   | VU  |        |
| ホシハジロ      | <i>Aythya ferina</i>                   | VU   |     |        |
| メジロガモ      | <i>Aythya nyroca</i>                   | NT   |     |        |
| クロガモ       | <i>Melanitta americana</i>             | NT   |     |        |
| コシジロヤマドリ   | <i>Syrnaticus soemmerringii ijimae</i> | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| ウズラ        | <i>Coturnix japonica</i>               | NT   | VU  | 情報不足   |
| ヨタカ        | <i>Caprimulgus jotaka</i>              | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| カラスバト      | <i>Columba janthina</i>                | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| シマクイナ      | <i>Coturnicops exquisitus</i>          | LC   | EN  |        |
| ヒクイナ       | <i>Zapornia fusca</i>                  | LC   | NT  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ソデグロヅル     | <i>Leucogeranus leucogeranus</i>       | CR   |     | 準絶滅危惧  |
| カナダヅル      | <i>Antigone canadensis</i>             | LC   |     | 準絶滅危惧  |
| マナヅル       | <i>Antigone vipio</i>                  | VU   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| アネハヅル      | <i>Anthropoides virgo</i>              | LC   |     | 準絶滅危惧  |
| タンチョウ      | <i>Grus japonensis</i>                 | VU   | VU  |        |
| クロヅル       | <i>Grus grus</i>                       | LC   | DD  | 準絶滅危惧  |
| ナベヅル       | <i>Grus monacha</i>                    | VU   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ミミカイヅブリ    | <i>Podiceps auritus</i>                | VU   |     |        |
| セイタカシギ     | <i>Himantopus himantopus</i>           | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| タゲリ        | <i>Vanellus vanellus</i>               | NT   |     |        |
| ダイゼン       | <i>Pluvialis squatarola</i>            | VU   |     |        |
| イカルチドリ     | <i>Charadrius placidus</i>             | LC   |     | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| シロチドリ      | <i>Charadrius alexandrinus</i>         | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| メダイチドリ     | <i>Charadrius mongolus</i>             | EN   |     |        |
| タマシギ       | <i>Rostratula benghalensis</i>         | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| コシャクシギ     | <i>Numenius minutus</i>                | LC   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ホウロクシギ     | <i>Numenius madagascariensis</i>       | EN   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ダイシャクシギ    | <i>Numenius arquata</i>                | NT   |     |        |
| オオソリハシシギ   | <i>Limosa lapponica</i>                | NT   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| オグロシギ      | <i>Limosa limosa</i>                   | NT   |     |        |
| キョウジョシギ    | <i>Arenaria interpres</i>              | NT   |     |        |
| オバシギ       | <i>Calidris tenuirostris</i>           | EN   |     |        |
| コオバシギ      | <i>Calidris canutus</i>                | NT   |     |        |
| キリアイ       | <i>Calidris falcinellus</i>            | VU   |     |        |
| ウズラシギ      | <i>Calidris acuminata</i>              | VU   |     |        |
| サルハマシギ     | <i>Calidris ferruginea</i>             | VU   |     |        |
| ヘラシギ       | <i>Calidris pygmaea</i>                | CR   | CR  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| トウネン       | <i>Calidris ruficollis</i>             | NT   |     |        |
| ハマシギ       | <i>Calidris alpina</i>                 | NT   | NT  | 準絶滅危惧  |
| シベリアオオハシシギ | <i>Limnodromus semipalmatus</i>        | NT   | DD  |        |



| 和 名        | 学 名                             | IUCN | 環境省 | 鹿児島県   |
|------------|---------------------------------|------|-----|--------|
| オオハシシギ     | <i>Limnodromus scolopaceus</i>  | NT   |     |        |
| オオジシギ      | <i>Gallinago hardwickii</i>     | NT   | NT  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| アカアシシギ     | <i>Tringa totanus</i>           | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| タカブシギ      | <i>Tringa glareola</i>          | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ツルシギ       | <i>Tringa erythropus</i>        | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| カラフトアオアシシギ | <i>Tringa guttifer</i>          | EN   | CR  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ツバメチドリ     | <i>Glareola maldivarum</i>      | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ミツユビカモメ    | <i>Rissa tridactyla</i>         | VU   |     |        |
| ズグロカモメ     | <i>Saundersilarus saundersi</i> | VU   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| オオセグロカモメ   | <i>Larus schistisagus</i>       | LC   | NT  |        |
| コアシサシ      | <i>Sternula albifrons</i>       | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| オオミズナギドリ   | <i>Calonectris leucomelas</i>   | NT   |     |        |
| ナベコウ       | <i>Ciconia nigra</i>            | LC   | CR  |        |
| コウノトリ      | <i>Ciconia boyciana</i>         | EN   | CR  |        |
| アカアシカツオドリ  | <i>Sula sula</i>                | LC   | EN  |        |
| ヒメウ        | <i>Urile pelagicus</i>          | LC   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ヘラサギ       | <i>Platalea leucorodia</i>      | LC   | DD  | 準絶滅危惧  |
| クロツラヘラサギ   | <i>Platalea minor</i>           | VU   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| サンカノゴイ     | <i>Botaurus stellaris</i>       | LC   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ヨシゴイ       | <i>Ixobrychus sinensis</i>      | LC   | NT  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ミゾゴイ       | <i>Gorsachius goisagi</i>       | VU   | VU  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| チュウサギ      | <i>Ardea intermedia</i>         | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| カラシラサギ     | <i>Egretta eulophotes</i>       | VU   | NT  | 情報不足   |
| ミサゴ        | <i>Pandion haliaetus</i>        | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| クロハゲワシ     | <i>Aegypius monachus</i>        | NT   |     |        |
| クマタカ       | <i>Nisaetus nipalensis</i>      | NT   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| カタシロワシ     | <i>Aquila heliaca</i>           | VU   |     |        |
| ハイタカ       | <i>Accipiter nisus</i>          | LC   | NT  | 準絶滅危惧  |
| オオタカ       | <i>Accipiter gentilis</i>       | LC   | NT  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| チュウヒ       | <i>Circus spilonotus</i>        | LC   | EN  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| オオワシ       | <i>Haliaeetus pelagicus</i>     | VU   | VU  |        |
| オジロワシ      | <i>Haliaeetus albicilla</i>     | LC   | VU  |        |
| サシバ        | <i>Butastur indicus</i>         | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ブッポウソウ     | <i>Eurystomus orientalis</i>    | LC   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ヤマショウビン    | <i>Halcyon pileata</i>          | VU   |     |        |
| ハヤブサ       | <i>Falco peregrinus</i>         | LC   | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ヤイロチョウ     | <i>Pitta nympha</i>             | VU   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| サンショウクイ    | <i>Pericrocotus divaricatus</i> | LC   | VU  | 情報不足   |
| アカモズ       | <i>Lanius cristatus</i>         | LC   | EN  |        |
| ヒレンジャク     | <i>Bombycilla japonica</i>      | NT   |     |        |
| キビタキ       | <i>Ficedula narcissina</i>      | LC   |     | 準絶滅危惧  |
| カシラダカ      | <i>Emberiza rustica</i>         | NT   |     |        |
| ノジコ        | <i>Emberiza sulphurata</i>      | LC   | NT  |        |
| コジュリン      | <i>Emberiza yessoensis</i>      | NT   | VU  | 情報不足   |



## ウ 植物

高尾野川・野田川の合流地点より下流の中州にはハマナツメ（環境省：VU、鹿児島県：絶滅危惧Ⅱ類）、また、高尾野川河口域には、水媒花で花粉を水面や水中に漂わせて受粉する珍しい形態を持つカワツルモ（IUCN：LC、環境省：NT、鹿児島県：絶滅危惧Ⅰ類）等の希少な植物が生育しています。また、江内川、高尾野川の河口にはヨシが群生しており、多種多様な生物の生息・生育空間を創出しています。

一方で、外来植物の侵入も多数確認されており、将来的な生物多様性の低下につながる懸念があるため早期発見、駆除実施が望まれます。

### 【確認された希少種一覧】

| 和名         | 学名                                               | IUCN | 環境省 | 鹿児島県    |
|------------|--------------------------------------------------|------|-----|---------|
| カワツルモ      | <i>Ruppia maritima</i>                           | LC   | NT  | 絶滅危惧Ⅰ類  |
| フサスゲ       | <i>Carex metallica</i>                           |      |     | 絶滅危惧Ⅰ類  |
| ヤワラスゲ      | <i>Carex transversa</i>                          |      |     | 分布特性上重要 |
| カズノコグサ     | <i>Beckmannia syzigachne</i>                     | LC   |     | 分布特性上重要 |
| アオカモジグサ    | <i>Elymus racemifer</i>                          |      |     | 分布特性上重要 |
| トボシガラ      | <i>Festuca parvigluma</i>                        | LC   |     | 分布特性上重要 |
| アイアシ       | <i>Phacelurus latifolius</i>                     |      |     | 分布特性上重要 |
| タマミゾイチゴツナギ | <i>Poa acroleuca</i> var. <i>submoniliformis</i> |      |     | 準絶滅危惧   |
| ヤマトミクリ     | <i>Sparganium fallax</i>                         |      | NT  | 絶滅危惧Ⅰ類  |
| アケビ        | <i>Akebia quinata</i>                            |      |     | 分布特性上重要 |
| センニンソウ     | <i>Clematis terniflora</i>                       |      |     | 分布特性上重要 |
| ヒメウス       | <i>Semiaquilegia adoxoides</i>                   |      |     | 分布特性上重要 |
| アキグミ       | <i>Elaeagnus umbellata</i> var. <i>umbellata</i> |      |     | 分布特性上重要 |
| エノキ        | <i>Celtis sinensis</i> Pers.                     | LC   |     | 分布特性上重要 |
| ノイバラ       | <i>Rosa multiflora</i> var. <i>multiflora</i>    |      |     | 分布特性上重要 |
| ハマナツメ      | <i>Paliurus ramosissimus</i>                     |      | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| コクテンギ      | <i>Euonymus carnosus</i>                         | LC   |     | 分布特性上重要 |
| スミレ        | <i>Viola mandshurica</i> var. <i>mandshurica</i> |      |     | 分布特性上重要 |
| キンゴジカ      | <i>Sida rhombifolia</i> ssp. <i>rhombifolia</i>  |      |     | 分布特性上重要 |
| ジャンジン      | <i>Cardamine impatiens</i>                       |      |     | 準絶滅危惧   |
| スイバ        | <i>Rumex acetosa</i>                             |      |     | 分布特性上重要 |
| コナミキ       | <i>Scutellaria guilielmii</i>                    |      | VU  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| コバノタツナミ    | <i>Scutellaria indica</i> var. <i>parvifolia</i> |      |     | 分布特性上重要 |
| フクド        | <i>Artemisia fukudo</i>                          |      | NT  | 絶滅危惧Ⅰ類  |
| ウラギク       | <i>Tripolium pannonicum</i>                      |      | NT  | 絶滅危惧Ⅱ類  |
| ヨメナ        | <i>Aster yomena</i> var. <i>yomena</i>           |      |     | 分布特性上重要 |
| ハクサンボク     | <i>Viburnum japonicum</i>                        |      |     | 分布特性上重要 |
| スイカズラ      | <i>Lonicera japonica</i>                         |      |     | 分布特性上重要 |

浦田川河口域～福ノ江農村公園周辺地域

| 和名       | 学名                                            | IUCN | 環境省 | 鹿児島県   |
|----------|-----------------------------------------------|------|-----|--------|
| ナガミノオニシバ | <i>Zoysia sinica</i> var. <i>nipponica</i>    |      |     | 準絶滅危惧  |
| ハマサジ     | <i>Limonium tetragonum</i>                    |      | NT  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| ハマゼリ     | <i>Cnidium japonicum</i>                      |      |     | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| アキノミチヤナギ | <i>Polygonum polyneuron</i>                   |      |     | 準絶滅危惧  |
| オカヒジキ    | <i>Salsola komarovii</i>                      |      |     | 準絶滅危惧  |
| ハママツナ    | <i>Suaeda maritima</i> subsp. <i>asiatica</i> |      |     | 準絶滅危惧  |



カワツルモ



ハマナツメ

## エ 魚類

高尾野川河口域には、汽水淡水魚類のニホンウナギ（IUCN：EN、環境省：EN、鹿児島県：絶滅危惧Ⅰ類）をはじめとし、クボハゼ（IUCN：LC、環境省：EN、鹿児島県：絶滅危惧Ⅰ類）、マサゴハゼ（環境省：VU）、ヒモハゼ（環境省：NT）、トビハゼ（環境省：NT、鹿児島県：絶滅危惧Ⅱ類）などの貴重なハゼ類やギンポ類が多く生息しています。

## 【確認された希少種一覧】

| 和名     | 学名                               | IUCN | 環境省 | 鹿児島県   |
|--------|----------------------------------|------|-----|--------|
| ニホンウナギ | <i>Anguilla japonica</i>         | EN   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| ヒモハゼ   | <i>Eutaeniichthys gilli</i>      |      | NT  |        |
| クボハゼ   | <i>Gymnogobius scrobiculatus</i> | LC   | EN  | 絶滅危惧Ⅰ類 |
| トビハゼ   | <i>Periophthalmus modestus</i>   |      | NT  | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| マサゴハゼ  | <i>Pseudogobius masago</i>       |      | VU  |        |



ニホンウナギ



クボハゼ

## オ 底生生物

高尾野川河口域の軟体動物門では、ユウシオガイ（環境省：NT）、ハマグリ（環境省：VU）、ヒメカノコ（IUCN：LC、環境省：NT）、イシマキガイ（鹿児島県：準絶滅危惧）、ヒロクチカノコ（環境省：NT、鹿児島県：絶滅危惧Ⅱ類）、ウミニナ（環境省：NT、鹿児島県：分布特性上重要）、フトヘナタリ（環境省：NT、鹿児島県：準絶滅危惧）、カワアイ（環境省：VU、鹿児島県：準絶滅危惧）、ヘナタリ（環境省：NT、鹿児島県：準絶滅危惧）といった希少種が見つかっています。

二枚貝類のマテ貝やハマグリは、潮干狩りの対象として地元住民から親しまれ

ていますが、ハマグリは環境省レッドリストにおいて絶滅危惧 II 類に指定されているため、今後の扱いには注意が必要となる恐れがあります。

また、節足動物門ではヒメケフサイソガニ（鹿児島県：絶滅危惧 I 類）、オサガニ（鹿児島県：準絶滅危惧）が見つかっています。その他、ハクセンシオマネキ（環境省：VU、鹿児島県：準絶滅危惧）、オカミミガイ（環境省：VU、鹿児島県：絶滅危惧 I 類）、ナラビオカミミガイ（環境省：VU、鹿児島県：絶滅危惧 I 類）などの希少な動物が生息しています。野田川河口域の干潟には、ウミニナ類やカワザンショウ類、オカミミガイ類などの貝類の貴重な種や、クシテガニ（鹿児島県：準絶滅危惧）、ヒメケフサイソガニ（鹿児島県：絶滅危惧 I 類）などの甲殻類の貴重な種が生息しています。江内川河口部にはウミニナ類、カワザンショウガイ類、イボウミニナなどの貝類の貴重な種も生息しています。

荒崎地区の田んぼ及び周辺水路では、コガタノゲンゴロウ（環境省：VU）やクロゲンゴロウ（環境省：NT、鹿児島県：準絶滅危惧）、マルガタゲンゴロウ（環境省：VU）スジヒラタガムシ（環境省：NT）といった貴重な水生生物が生息しています。

#### 【確認された希少種一覧】

| 和名         | 学名                                | IUCN | 環境省 | 鹿児島県     |
|------------|-----------------------------------|------|-----|----------|
| ヒメカノコガイ    | <i>Clithon oualaniense</i>        | LC   | NT  |          |
| イシマキガイ     | <i>Clithon retropictum</i>        |      |     | 準絶滅危惧    |
| ヒロクチカノコガイ  | <i>Neripteron sp.</i>             |      | NT  |          |
| ウミニナ       | <i>Batillaria multiformis</i>     |      | NT  | 分布特性上重要  |
| フトヘナタリガイ   | <i>Cerithidea moerchii</i>        |      | NT  | 準絶滅危惧    |
| カワアイガイ     | <i>Pirenella pupiformis</i>       |      | VU  |          |
| ムシロガイ      | <i>Nassarius livescens</i>        |      | NT  |          |
| ナラビオカミミガイ  | <i>Auriculastra duplicata</i>     |      | VU  | 絶滅危惧 I 類 |
| オカミミガイ     | <i>Ellobium chinense</i>          | DD   | VU  | 絶滅危惧 I 類 |
| ハマグリ       | <i>Meretrix lusoria</i>           |      | VU  |          |
| ユウシオガイ     | <i>Jitlada culter</i>             |      | NT  |          |
| テッポウエビ     | <i>Alpheus brevirostratus</i>     |      |     | 分布特性上重要  |
| ユビナガホンヤドカリ | <i>Pagurus minutus</i>            |      |     | 分布特性上重要  |
| ヨコヤアナジャコ   | <i>Upogebia yokoyai</i>           |      |     | 分布特性上重要  |
| マメコブシガニ    | <i>Pyrhila pisum</i>              |      |     | 分布特性上重要  |
| クシテガニ      | <i>Parasesarma plicatum</i>       |      |     | 準絶滅危惧    |
| ヒメケフサイソガニ  | <i>Hemigrapsus sinensis</i>       |      |     | 絶滅危惧 I 類 |
| オサガニ       | <i>Macrophthalmus abbreviatus</i> |      |     | 準絶滅危惧    |
| ヤマトオサガニ    | <i>Macrophthalmus japonicus</i>   |      |     | 分布特性上重要  |
| ハクセンシオマネキ  | <i>Austruca lactea</i>            |      | VU  | 準絶滅危惧    |

#### 荒崎地区の水生生物

| 和名        | 学名                                     | IUCN | 環境省 | 鹿児島県  |
|-----------|----------------------------------------|------|-----|-------|
| スジヒラタガムシ  | <i>Helochaeres nipponicus</i>          |      | NT  |       |
| コガタノゲンゴロウ | <i>Cybister tripunctatus lateralis</i> |      | VU  |       |
| クロゲンゴロウ   | <i>Cybister brevis</i>                 |      | NT  | 準絶滅危惧 |
| マルガタゲンゴロウ | <i>Graphoderus adamsii</i>             |      | VU  |       |



- ※ 種の指定状況については IUCN レッドリスト 2020（鳥類は IUCN レッドリスト 2025）、環境省レッドリスト 2020、鹿児島県レッドリスト 2016 を参照
- ※ 「確認された希少種一覧」として掲載した種は、上記記載のレッドリストのうち、IUCN レッドリストの「深刻な危機 (CR)」・「危機 (EN)」・「危急 (VU)」のカテゴリー、環境省レッドリストの「絶滅 (EX)」・「野生絶滅 (EW)」・「絶滅危惧類 (CR+EN)」・「絶滅危惧 IA 類 (CR)」・「絶滅危惧 IB 類 (EN)」・「絶滅危惧 II 類 (VU)」・「準絶滅危惧 (NT)」・「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」のカテゴリー、鹿児島県レッドリストの「絶滅」・「野生絶滅」・「絶滅危惧 I 類」・「絶滅危惧 II 類」・「準絶滅危惧」・「分布特性上重要」を基準として選定
- ※ 掲載種リストは、鳥類：「出水市ツル博物館クレインパークいずみ (2026) 出水地方で記録のある野鳥一覧」、植物：「本村浩之・山本智子・田金秀一郎 (2020) 鹿児島県北西部不知火海にそそぐ高尾野川河口周辺の生きものたち」、「環境省 (2020) ラムサール条約湿地情報票 (RIS)」、「田金秀一郎 (2024) 出水市汐見町浦田川河口域～福ノ江農村公園周辺地域における維管束植物調査 (塩生植物調査) 報告書」、魚類：「環境省 (2020) ラムサール条約湿地情報票 (RIS)」、「本村浩之・山本智子・田金秀一郎 (2020) 鹿児島県北西部不知火海にそそぐ高尾野川河口周辺の生きものたち」、底生生物：「山本智子 (2020) 干潟の底生生物調査報告書」「本村浩之 (2024) 荒崎地区の水生生物調査」
- ※ 掲載種の和名・学名は、「日本鳥学会 (2024) 日本鳥類目録改訂第 8 版」、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト (令和 3 年度版・2021 年 8 月 10 日更新)」を参照。



### 新種の甲殻類「オシリカジリムシ」の発見

2021 年 5 月出水市の干潟で採集されたハゼの仲間のチワラスボの臀びれに付着していた甲殻類が、新種「オシリカジリムシ」として報告されました。これまでに 1 個体しか発見されておらず、生態については不明ですが、出水市の干潟にはまだ知られていない生物が生息している可能性があります。

(写真提供：鹿児島大学理学部・上野大輔准教授)



田んぼの学校



水質調査の結果からは、登録地周辺の水辺はおおむね良好な環境が保たれていると言えます。

また、ラムサール条約登録をきっかけに実施された生物相の調査でも、多くの希少種が確認された他、新種の甲殻類も発見され、多様な生き物を支える豊かな環境であると言えます。こうした調査結果は、昭和 56 年から継続されている住民・企業・学校・団体等、市民総出の海岸や川原等の清掃活動や、「高尾野川をきれいにする会」等の市民団体による環境保全活動、高尾野内水面漁協によるニホンウナギの資源回復を目指した水生生物の「すみか」づくりの取組などの賜物です。最近では、裏作を行なわない田んぼに水をはり生き物の「すみか」とする取組も新たに始まっています。

その一方で、市民アンケートでは 41.2%が「市内の川や海などの水はきれいではない」とも回答しており、実際に干拓地の中には一部不法投棄によるごみ等が見られるところもあります。また、希少な種が多く確認された水辺の生き物は、直接目に触れる機会が少ないため身近でなく、認知度も低くなってしまう。

本市では鳥類に関しては定期的・継続的な調査が行われていますが、植生や底生生物等についても定期的、継続的な調査が必要です。

そこで、市民参加の清掃活動等のイベントやモニタリング調査等により定期的に人が入ることで不法投棄などを未然に防ぐなど、水辺の生き物を身近に感じることで、環境の変化を早期に捉えていくことが可能になります。

### 『登録地の環境』についての課題

- 1 干拓の歴史を示す遺構の認知度向上が必要です。
- 2 干拓地内に一部不法投棄が見られ対応が必要です。
- 3 水辺環境に関心を寄せ、保全・再生へ取り組むきっかけとなる既存の活動は、内容の見直し、継続・発展が重要です。
- 4 環境の変化を捉えやすい植生や底生生物の、定期的・継続的なモニタリングが必要です。



### 3 一次産業について

#### (1) 農 業

出水ツルの越冬地一帯は肥沃な水田地帯で、農業専用地域（第1種農地）として保全され、主に水稻栽培がされている重要な食料生産の場です。

水稻のほか裏作として、麦やバレイショの園芸作物や飼料作物も導入され、四季を通じ農地の高度利用が行われています。

また、鶏肉鶏卵、肉用牛などの畜産も盛んで、畜産物の出荷額は市の農産物産出額の70%以上を占め、特に鶏卵産出額は令和元年及び2年に全国1位となっています。



広大な農地が広がる干拓地の眺望

ツルと共生しつつ、食料生産性を確保するため、本市では様々な努力が行われています。

養鶏農家は鳥インフルエンザ等への対応として、独自の防疫レベルを設定し、消毒等の徹底はもちろん、冬鳥の越冬期間には旅行や視察などの往来や会合を控える等、徹底した防疫対策に努めています。

ツル越冬地周辺の営農者は、ツル類や野鳥の侵入による食害を防ぐため、支給される防鳥糸や赤銀テープ、杭を耕作地に設置します。

また、冬場のツルの渡来に備え、早期に収穫できる水稻を栽培している水田も多くなっています。



防護対策をした農地

休遊地となる荒崎や、東干拓の一部農地では、半年近くツルが過ごすことで土が踏み固められてしまいます。



---

また、虫や草の根を採食するため、くちばしでつつくことで畔や農道の側面が壊れてしまいます。

このためツルが繁殖地へと帰る 3 月下旬頃から、農地の復旧が行われています。

昭和 51 年の調査ではツルによる食害は 1,000 万円を超えると推計されていましたが、現在では防護対策によりツルによる食害は概ね抑えられるようになっていますが、ツルが畔を壊すなどの被害が確認されています。

また、近年では、1 月下旬ごろ、ブロッコリー畑でのカモによる被害や 3 月下旬から 4 月の早期米の田植えの時期に、カモが水田に入ることで、苗が定着するのを阻害する新たな被害が確認されています。

多くの鳥類との共生のためにとられている対策の多くは、営農者に負担がかかるものとなっています。



農地で採食をする様子



3 月下旬に行われる農地の復旧作業の様子



## (2) 漁 業

遠浅で干潟の広がる生産性の高い八代海に面している本市では、クルマエビやヒラメを中心とした沿岸漁業、そして、国内南限地でのノリの養殖が行われています。

ノリ養殖はツルの渡来時期と重なる 11 月頃に始まります。北西からの冷たい風が吹くことによって海水温が低くなり、これがノリの育成に適した環境を作り出します。通常のノリ養殖では、網ごと酸性の液体に浸し、再び海へ戻す方法で他の海藻や病原菌を死滅させます。

しかし、本市では、引き潮の際にノリが海面の上に出て日光を浴びるように養殖用の網を固定しておく支柱式という方法で育て、天日と風とで殺菌する無酸処理を行っているため高級品として扱われます。

平成元年には 70 戸ほどあった生産者数は、現在 7 戸まで減少しています。後継者不足や不漁の影響もありますが、ノリの生産時期に多くのカモが渡来するため、ノリの食害を引き起こすことも一因です。

そのため、人の手による追い払いを行っています。被害を完全に防ぐことはできません。そこで、有害鳥獣駆除が許可され、捕獲したカモはジビエとして販売し収入につなげるといった新しい取組も始まっています。



広大な干潟で行われるノリ養殖





### 『一次産業』についての課題

- 1 カモ類によるブロッコリーや水稻への被害が新たに確認されており、対策が必要です。
- 2 2万羽を超える水鳥類との共生は、一次産業の従事者に防護対策などで多くの負担が発生しています。
- 3 一次産業の従事者にとっても鳥類との共生がメリットとなるような、仕組み作りが求められます。

#### ツルの越冬地と私②山口省吾さん

##### 海の恵みの海苔をいつまでも

ツルの越冬地である西干拓沿いの干潟で海苔の養殖と乾燥加工をしています。

ここ数年は仕事をしながら色々な環境の変化を感じます。

砂浜から減少してしまった貝類、短時間での激しい降雨による河川からの泥等の砂浜への堆積。数年前なら収穫をしている時は冷たい海水で手が痛くなるほどなのに、そこまで冷たくない海。ツルと同時期に越冬してくるカモに対する海苔の食害防止対策。

懸念点は多いですが、無酸処理の海苔を作り続けて皆さんにお届けしたいと思っています。日本の最南限での養殖業、いつまで海苔が作れるかも分かりませんが今ある自然の恵みに感謝しつつ頑張っていきたいです。



海苔工場の前にて

## 4 観光への活用について

### (1) ツル観光の歴史

昭和初期、ツルが訪れる季節になると、野田郷駅には、客馬車が集まり賑わっていました。遠方から訪れる人のため、昭和 38 年に無料休憩所として「鶴見亭」が整備され、温かい食べ物や土産物が飛ぶように売れました。

鶴見亭は、ツルを見るスポットを 1 か所にするこで、臆病なツルに観光客を無秩序に近づけさせないという意図もありました。

また、この頃の干拓堤防には、作物を風害から守るための松林がありました。

樹下の湿地や湿田がツルのねぐらとなっており、早朝に、松林から一斉にねぐら立ちする様子は世界に誇れる風景でした。

藁を編んで作られた保護柵越しに、多くの観光客のカメラや望遠鏡が並んでいましたが、趣ある景観を作り出していた藁の目隠しは寒冷紗に代わり、松林は、マツクイムシの被害が深刻化したため、昭和 48 年頃に 1,000 本余りが伐採され、越冬地の景観も大分印象が変わりました。



松林が続く昔の風景



当時のツルの様子（昭和 30 年代）

昭和 40 年代に入るとツルの渡来数の増加に比例するように観光客もさらに増えました。

この頃は、マイカーブームで自動車やバスでの来訪が多くなったため、荒崎地区一帯の道路の拡幅や駐車場の整備も進められました。昭和 46 年には鶴見亭は 2 階建ての「ツル展望所」に改められ、これが平成元年にツル観光や学習・交流拠点の 1 つでもある「ツル観察センター」として再整備されました。

平成 4 年に初めて 1 万羽を超えた際には、干支の酉年も重なり観光客が大挙して訪れ、観察センター駐車場からあふれた車の列が地区外へと 2km 以上連なった時もありました。

現在では、交通インフラも整備され、以前のような大渋滞は見られませんが、ツルの観察や撮影を目的とした路上駐車が住民の通行や農作業に支障を来したことから、観察・撮影スポットの整備や観察にあたってのルールづくりなどを行っています。



ツル観光に訪れた車列



藁で作られた保護柵越しに観察や撮影をする多くの観光客



## (2) 近年の観光の状況

本市への観光客の目的は「ツル観光」が最も多くを占めています。

年間を通して見ても、ツルが渡来する 11 月から観光客が増加するなど、本市にとってツルは重要な観光資源です。

しかし、そのツル観光も、鳥インフルエンザの発生やコロナの影響により減少しましたが、令和4年以降増加傾向にあります。

また、ツルと並ぶ代表的な観光資源として出水麓武家屋敷群があります。

藩政時代の区画を今に伝え、建造物の保存も良好なことから、平成7年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その広さは 44ha にもおよび日本で最大級の面積を有しています。

なお、平成 29 年には、出水麓武家屋敷群の歴史と文化を楽しみながら学ぶことができる散策拠点「出水麓歴史館」がオープンし、令和元年5月には日本遺産「薩摩の武士が生きた町」の構成文化財に認定されました。

その他にも、ツルにちなんだイベントや市民発案のいずみマチ・テラスなどの魅力ある観光スポットづくりが進められ、官民間問わず開催されるイベントによる集客も増えています。



いずみマチ・テラス期間中ライトアップされた公開武家屋敷「竹添邸」



### (3) 稼げる観光地づくり

今日の観光は、団体旅行から個人や少人数の旅行へ、内容も物見遊山的な観光から体験型観光へ変化しつつあります。また、少子高齢化が進行し、日本人観光客数が減少していく中で、外国人観光客数の増加が見込まれます。

出水ツルの越冬地や出水麓武家屋敷群は、国内外に誇れる魅力的な観光資源です。

しかし、時間をかけて体験し、学ぶといった仕掛けが不足しているため、多くの観光客は短時間見学をする程度で、十分に活用できている状況ではありません。

また、ツルの越冬地では、ツルだけではなく、他の野鳥観察のために訪れるバードウォッチングを楽しむ人も多く、こうした潜在的な資源の活用も重要です。

ツルの朝の飛び立ちや、武家屋敷での着物着付け体験など、「現地を訪れたからこそできる体験」の提供、そして、民間の事業者の参入や、地元の人々が職業としてガイドを務めるなど、滞在時間や観光消費を増やすとともに、海外からの来訪者（インバウンド）も想定した受け入れ体制を整えることも必要です。

そこで、ラムサール条約への登録をきっかけに、出水ツルの越冬地を広く野鳥の観察や干潟・水辺のイベント、レクリエーション等、季節を問わず観光客を呼び込むことのできる場として活用していきます。

これにより、豊かな自然環境を保全しながら、バードウォッチング等を中心とするエコツーリズム※を推進するとともに、出水の食文化を宣伝し農林水産物のブランド化等による産業振興、日本遺産に認定された「出水麓」との相乗効果など本市全体として稼げる観光地づくりを目指します。



公開武家屋敷 竹添邸



外国人観光客に人気の着物の着付け体験

#### ※エコツーリズム

地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につなげることを目指す仕組み。

観光客に地域の資源を伝えることで、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化されるだけでなく、一連の取組により地域社会そのものの活性化が期待できる。

### 『観光への活用』についての課題

- 1 ツルは本市の主要な観光資源で、宿泊に繋がる施策が必要です。
- 2 ツル以外の季節を問わず楽しめる野鳥や干潟等の資源活用が必要です。
- 3 現地を訪れたからこそできる、体験プログラムやそれを担うガイド、観察施設等を充実する必要があります。
- 4 海外からの来訪者（インバウンド）に、対応できる体制を充実する必要があります。
- 5 ツル観察のための施設やルール等を整えることが求められています。



## 5 交流・学習の取組について

### (1) 拠点施設

交流・学習の拠点として、ツルの越冬地に整備された観光施設でもある「ツル観察センター」と、全国的にも珍しいツルに特化した博物館である「ツル博物館クレインパークいずみ」の2つがあります。

ツル観察センターは、出水ツルの越冬地内にある2階建ての施設です。

館内には、ツルの生態パネルや越冬地内で見ることができる野鳥の写真が展示され、2階は総ガラス張りの観察室から、立ち入りが禁止されているねぐらや給餌場となる「休遊地」の中の様子を直接観察することができます。

冬休みの期間には、「ツルガイド博士」として認定された、地元小中学生によるガイド活動も行われています。

ツル博物館クレインパークいずみは、平成7年に開館した、ツルを中心とした出水の自然資料を収集・保管・展示し、訪れる人々に学習の場や情報を提供するとともに、ツルに関する調査研究を行う拠点施設です。

常設展示では出水に渡来するツルだけではなく、世界のツルについても学ぶことができます。

また、地元の自然についての教育普及活動として野鳥観察会、干潟の観察会、田んぼの生き物調べ、水辺の観察会等のイベントの他、湿地をテーマとした講座や講演、特別企画展等も開催しています。

なお、本市は、2006年に発足した渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」について、前身の枠組みである「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略（1996年～2006年）」からの重要生息地ネットワーク参加湿地であり、早くから国際機関や海外の研究者との情報交換や連携、ツルの渡来状況や野鳥情報の発信はもちろん、国内外から訪れる学生、研究者、行政、環境保護団体等の対応、国際会議での発表等の活動も行っています。



ツル観察センター



国際会議の様子





ツル博物館クレインパークいずみ



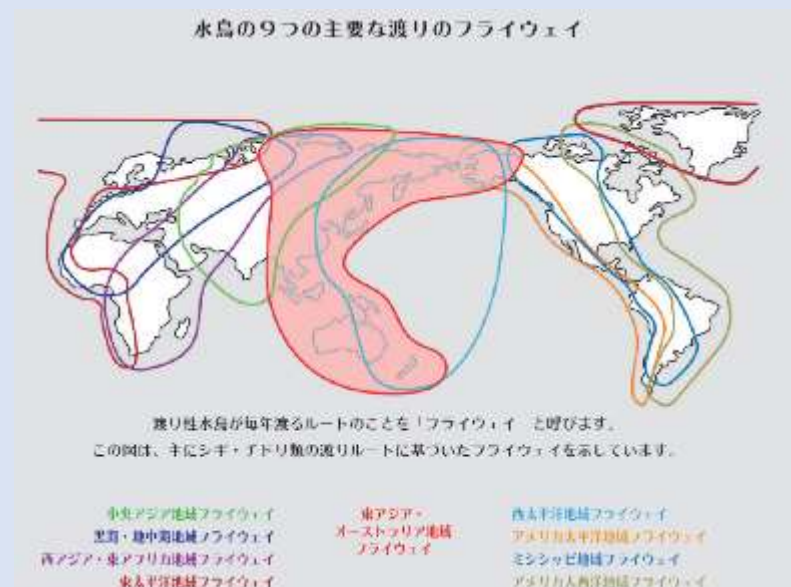
市民向け講座の開催風景

### コラム：東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)

世界の渡り鳥の渡りのルートを中心に地域ごとにまとめた時、日本に渡来する多くの渡り鳥が利用しているのが EAAF と略される「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」です。南はオセアニア・東南アジアから、日中韓等が含まれる北東アジア、そして北のロシア東部・アラスカまで 22 の国をまたぎ、5,000 万羽以上の渡り性の水鳥が生息しています。



渡り鳥にとって重要となる繁殖地、越冬地、中継地それぞれの生息地の保全や、生息地間のネットワークを構築し、ルート全体で渡り性水鳥の保全活動を推進することを目的に、日本とオーストラリア政府主導のもと、2006 年に発足した国際連携のための枠組みが東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップです。18 の国、22 の国際機関、国際 NGO・企業が参加しており、国内では 34 か所が重要湿地(2026 年 3 月現在)として参加しています。



図出典:東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ事務局



## (2) 子どもたちが主体の交流・学習

### ア ツルクラブ

出水ツルの越冬地では地元の生徒たちが「ツルクラブ」を結成し、鹿児島県ツル保護会と地域のボランティアとともに、ツルの羽数調査を毎年実施しています。

校区内にツルの越冬地がある出水市立鶴荘学園は平成 29 年に旧荘小学校と荘中学校が統合し、小中一貫の義務教育学校として開校しました。

9 年間のカリキュラムでは、ツルについて学習するツル科が設けられ、ツル博物館クレインパークいずみと研究提携を結び、学習指導や学習成果の発表に関してサポート体制が整っており、ツルの生態や環境調査、湿地の観光面での利活用等、生徒が独自にテーマ設定した課題研究など多角的な学習を行っています。

また、7 年生から 9 年生の活動では、羽数調査の他にもツルの家族構成や分散調査を継続して実施しています

なお、鶴荘学園は昭和 35 年から、高尾野中学校は平成 8 年からツルの越冬期間中に行われる羽数調査を継続して行っており、子どもたちの調査結果が、公式の羽数として報告されます。

その他、ツルクラブの生徒は、タンチョウの生息地である北海道釧路市立阿寒中学校との交流学习なども継続して行っています。



昔の羽数調査（昭和 30 年 12 月）



現在の羽数調査

### イ いずみツルガイド博士

本市では、市内すべての小中学校において、ツルや郷土の自然環境に関する学習を行っており、平成 22 年度から「いずみツルガイド博士」検定を実施しています。

これは、市内の小中学生を対象に出水平野のツルの生態や保護活動の知識を問うもので、筆記試験で 90 点以上を取得した子どもたちが、ガイドとしての実技検定に挑戦し合格すると「いずみツルガイド博士」に任命され、ツル観察センター等でボランティアガイドとして活躍します。これまでに多くのツルガイド博士が生まれ、ツル観察センターで来訪者の「おもてなし」を行っています。

今後は、ツルガイド博士をはじめとした、子どもたちの活躍の場を広げていく



ことで、子どもたちの郷土愛を醸成し、ツル以外のふるさとの自然についての理解を深めることができます。

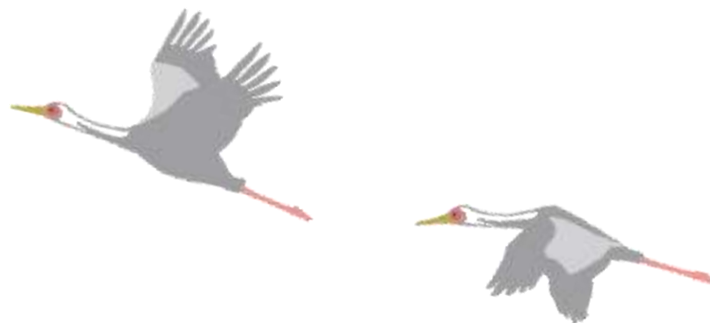
同時に、子どもの活動を介して出水の魅力を対外的に発信していくことも期待できます。



ツルガイド博士の説明風景



釧路研修の様子



### (3) 一般向けの普及啓発

国際的に重要なツルの越冬地として、ツル類の国際的な保護や水鳥の生息に重要な湿地の保全について、普及啓発や国際交流を図るためのイベントを開催しています。

また、ラムサール条約登録をきっかけに、世界湿地の日（2月2日）前後に、湿地の価値を認識し、湿地を保全しながら利活用につなげることを市民に認識してもらうため、湿地の日のシンポジウム等を開催しています。

#### 『交流・学習の取組』についての課題

- 1 ツルについて学習を積んだ子どもたちの活躍の場を広げることが大切です。
- 2 拠点施設は「ツル」だけではなく広く湿地について学べるよう、展示や学習内容の充実が重要です。また、ツルの越冬期に限らず、年間を通じた登録地の情報発信も求められます。
- 3 「ツル観察センター」「ツル保護センター」は、登録地内にある重要な施設のため、今後有効活用する上で、施設の機能の見直しが求められます。

#### ツルの越冬地と私③木原彩さん（鶴荘学園8年生）

##### 私の好きな出水

私は小さい頃から、出水で暮らしています。出水はとても自然豊かで、1年を通していろいろな生き物、植物を見ることができます。最近はツル観察センターへ足を運ぶ機会が多くなりました。今までは何気なく見ていた野鳥たちのことをもっと知りたくなり、図書館の本で調べました。

私はどんどん鳥や出水に興味が出てきました。先日、野鳥観察会へ参加したとき、出水の自然の豊かさを目の当たりにしました。出水にしか来ないツル、普段見ることのできない鳥、その全てが出水の素晴らしさを物語っていました。私はこれからもこの自然たっぷりの出水を大切にしていきたいし、たくさんの人に出水の素晴らしさを知ってほしいと思います。山・川・海があり、山にも川にも海にも栄養をたくさん詰め込まれ、出水は自然豊かになりました。そしてその地にツルがやって来ました。私はこれからも出水が自然を育ぶような場所であってほしいと思います。



## 6 越冬地の利用調整について

出水ツルの越冬地では、荒崎や東干拓の一部の農地にはツルのねぐらや給餌場のため「休遊地」が設けられ、人や車の立ち入りが制限されます。

しかし、それ以外の農地ではツルの越冬時期も営農が行われ、農道が整備された干拓地には、観光目的の来訪者が容易に進入することができます。

ツルをはじめとする、多くの野鳥を目的に干拓地内に立ち入る行動は、時に農作業の妨げとなります。

また、養鶏業が基幹産業の1つである本市では、越冬地周辺にも多くの養鶏場があります。

このため、多くの水鳥が集中する地域に無制限に人が出入りすることは、鳥インフルエンザの防疫面からも好ましくありません。

こうした地域での課題を解決し、新しいツルの見せ方を提供することを目指し、平成28年度から毎年、環境省と本市が協力し、ツルが越冬する冬の数日間、越冬地への立ち入りを制限する取組を行ってきました。

また、令和2年度から本市では、観光目的に立ち入りを行う来訪者からは、協力金を受領する社会実験を行ってきました。



ツルの観察や撮影のために路上駐車が続かない干拓地内の農道

自由な人の往来の制限は、防疫体制を強化し、地元住民や営農者等の生活を守りながら、ツルが安心して過ごすことができる環境づくりにつながります。

令和4年度からは、ツルの越冬期間を通じ、区域内の居住者、農業者、漁業者を除き、ツル越冬地への立ち入りを制限する「越冬地利用調整」を本格的に実施しています。

観光を目的とする来訪者の立ち入りについては、「越冬地環境保全協力金」を受領し、得られた収入は、越冬地利用調整に係る費用のほか、ラムサール条約湿地保全・利活用計画に掲載されている事業の費用に充てます。

事業の徹底した周知や、越冬地を訪れた人への公平性を期すため、通行制限や協力金の受領を任意ではなく、法的な根拠に基づく方法の検討が必要です。





双眼鏡の貸出



ミラーレスカメラの貸出



協力金の収受ポイント



R7年度利用調整のチラシ



越冬地利用調整ルート図



なお、ツル越冬地を地域資源として活用する試みとして、環境に配慮した電気自動車の貸出や、グリーンスローモビリティによるガイドも行いました。

2月に開催するバードフェスタでは、地元の小中学生からなるツルガイド博士や、地域に精通した大人がガイド役を務め、ツルをはじめとした野鳥の観察の他、昔の湿地での遊びや干拓の歴史、ノリ養殖やツルと共生した農業等、地域の歴史や産業等について語り、ツルを取り巻く地域の現状についても発信してきました。

観光を目的とする来訪者の行動の自由を制限する越冬地利用調整を行い、環境保全と観光の両立を実現するためにも、ツルの新しい見せ方や、季節を問わず観光客を呼び込むことのできる湿地や干潟を含む自然環境、それらを基に成り立つ農業・漁業等の産業も含め、バードウォッチングなど、地域資源の活用によるエコツーリズムの推進が重要になります。



ツルガイド博士によるバスツアー



グリーンスローモビリティ



ツルを撮影する体験会を写真家によるガイド付きで実施

### 『越冬地の利用調整』についての課題

- 1 現地を訪れた人の公平性を期すため、将来的には任意の協力ではなく、法的根拠等に基づく実施が求められます。
- 2 行動の自由を制限された来訪者が満足できる、ツルの新しい見せ方等を提供していく必要があります。
- 3 鳥インフルエンザウイルスへの防疫体制の強化や、住民と来訪者の共生を図っていく必要があります。

#### ツルの越冬地と私④白石保さん

##### 「学校の帰り道」の思い出

ツル羽数調査の集合場所であった2代目金比羅さんを野田川沿いに進む。その右岸の基礎捨石にうつ伏せになり、その隙間を覗いてみると2本の白いひげが見える。竹とスポークとチューブで作った鉄砲で、そのナマズを射止め、豚のえさにしていた。この場所は、荘中学校の通学路であり、牛馬車に代わるオート三輪車は、フロントガラスやドアが外れたまま走っていた。

初めて知り合いのオート三輪車の荷台に乗せてもらった日の感動は未だに記憶している。

高度経済成長期になると高尾野川野田川下流の砂利は際限なく採取され、汽水域は、変貌し泳ぐ子供も投網をする人も消えていった。自動車が増えるとバラス道は傷み、自転車に旗を付け、砂利とツルハシを持ったおじさんが、赤胴

鈴之助の歌を口ずさみながら轍の修繕をしている。下校時作業を見ていた私と学友は、同じ歌を何回も歌い続けながら満潮の荒崎橋を渡って帰った。

60数年前の話。



白石さんが荒崎地区の昔の出来事について、見聞きたことを挿絵とともに記された「荒崎むかし語り」。

ツル博物館にて販売中



## 第3章 計画の理念と基本方針

ラムサール条約に登録された出水ツルの越冬地を含む湿地環境は、ツル類をはじめとする絶滅危惧種をはじめ、2万羽を超す水鳥の生息を支える国際的に重要な環境です。それと同時に、ツルの学習や観光面での活用、農業や漁業など食料生産の場でもあり、人々の生活や文化・産業の基盤でもあります。

こうした環境を守り、持続可能な手法で活用し、未来へと引き継いでいくことは、環境・経済・社会の三側面から統合的に向上を目指すSDGs※の目標達成にもつながります。

現状のツル越冬地での課題を解決し、湿地環境をより豊かにしつつ、健全な利活用を行い、未来の子どもたちに引き継いでいきます。

### 1 計画の理念

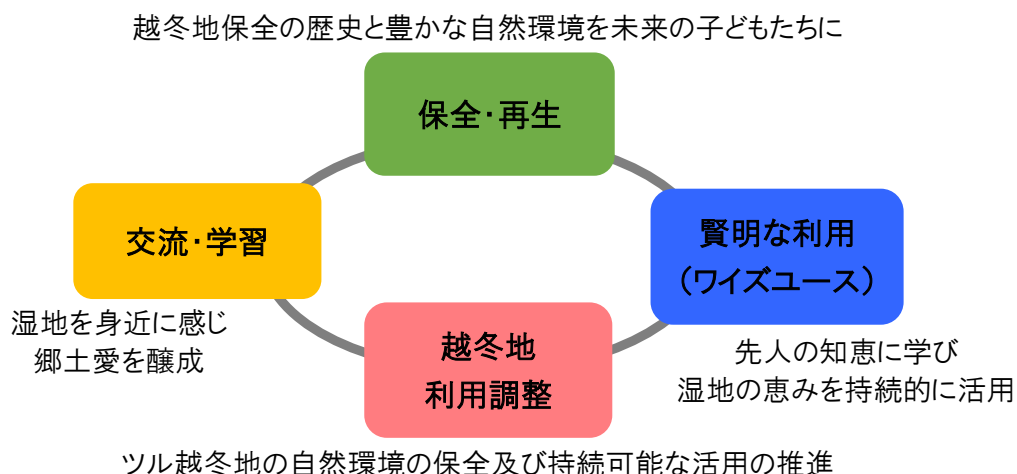
多くの生き物をはぐくむ豊かな自然と先人の築いた伝統と文化を大切に、持続可能な環境・経済・社会を実現する。

### 2 基本方針

ラムサール条約では、湿地の「保全・再生」と「賢明な利用（ワイズユース）」、これらを促進する「交流・学習」の3つの柱が基盤となっています。

しかし、本市特有のツルをはじめとする野鳥との共存については、前項までで整理した通り、様々な課題を抱えています。

これらを解決し持続的に共生していくために、4本目の柱として「ツル越冬地利用調整」を掲げ、4本の柱が相互に補完することで、上記の理念の実現を目指します。



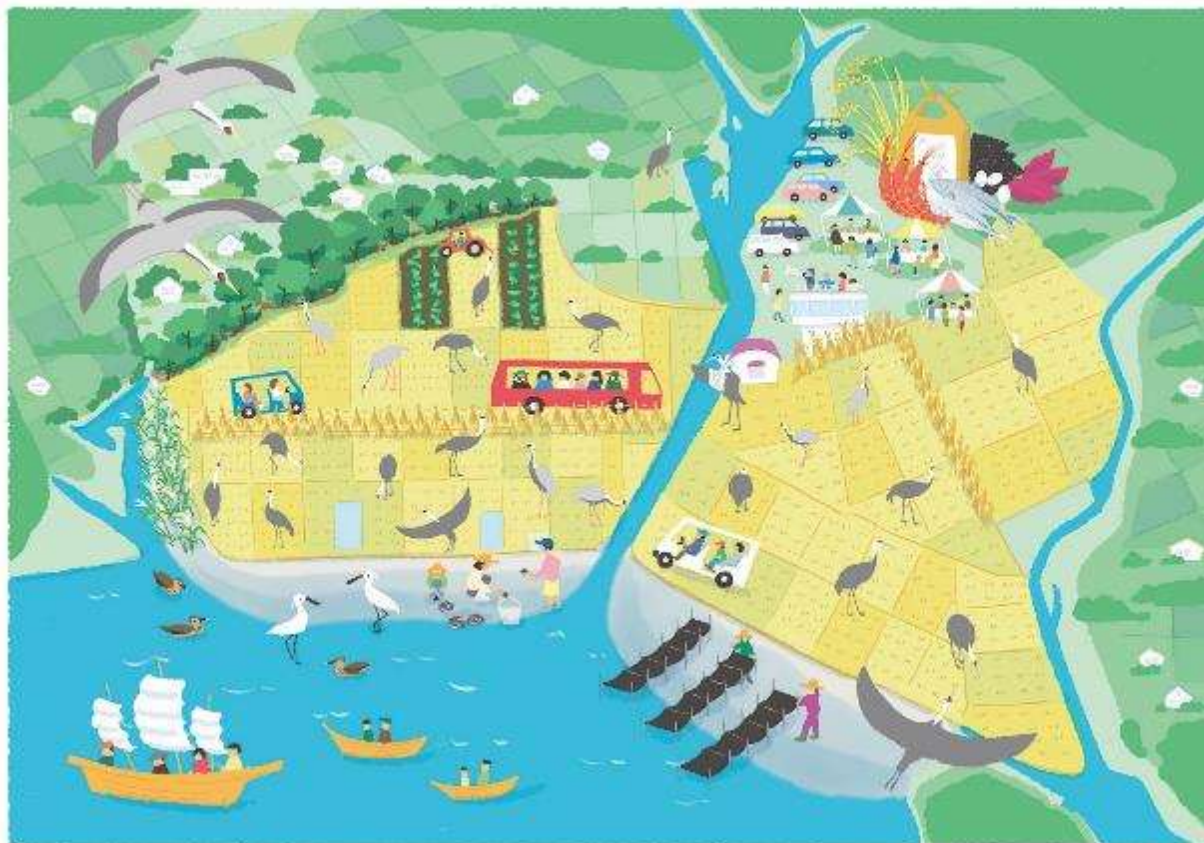
※SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月に国連で開かれたサミットで採択された国際社会共通の目標。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、世界の人々が生活する中で抱えている課題の解決を目指し17のゴールから構成。2030年の世界を変え、その先の未来に引き継いでいくため、持続可能性を重視したアプローチで健康や教育、経済、環境をより豊かにすることが狙い。



### 3 将来像（イメージ図）

越冬地利用調整の実施により、ツルと地域の営農者や住民にとっての環境が保全されるとともに、来訪者に、ツルをはじめとしたさまざまな生き物や、出水の恵まれた自然を生かした農業や漁業等について学び、体験することができる場を実現します。

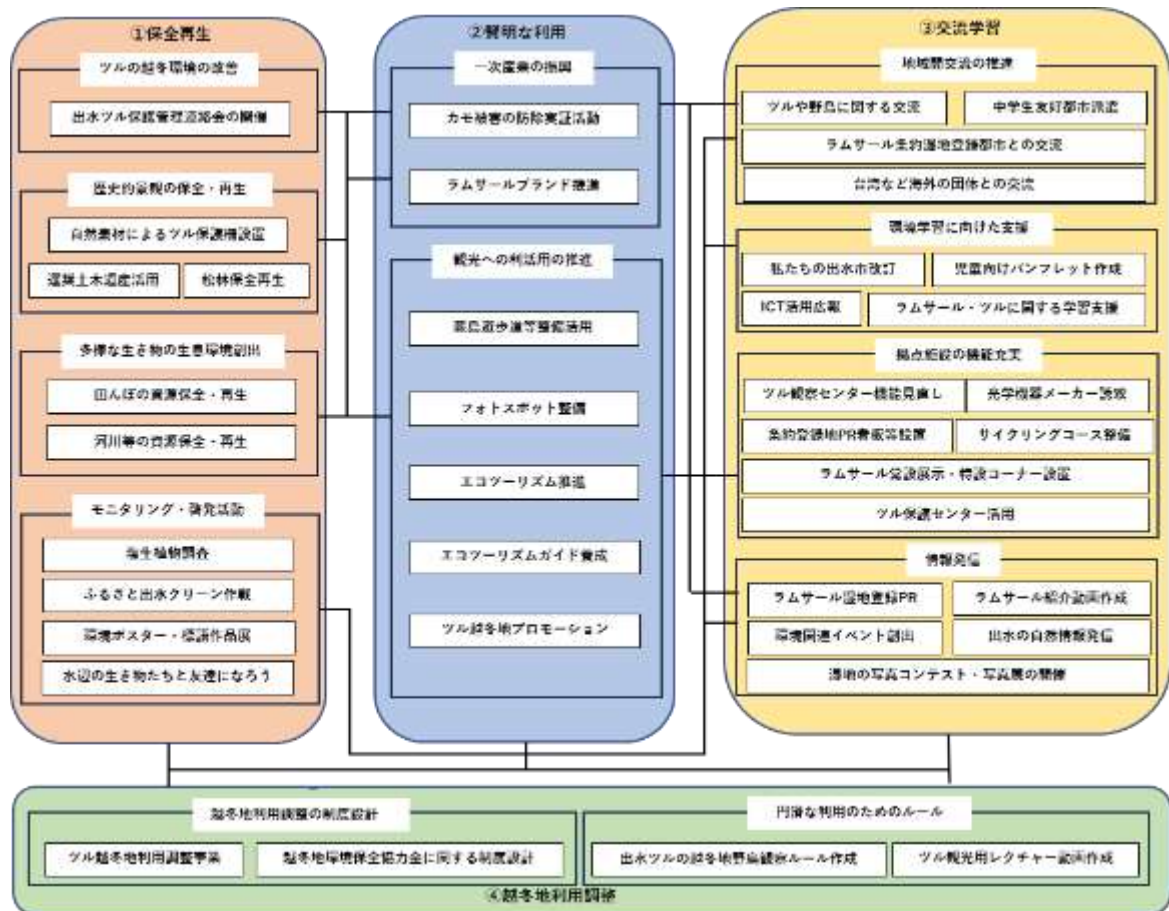




## 第4章 将来像に向けた具体的な取組

第2章の「登録地の現状と課題」で整理した課題を解決し、イメージ図で示した将来像の実現を目指し、基本方針で示した「保全・再生」、「賢明な利用(ワイズユース)」、「交流・学習」、「越冬地利用調整」の4つの柱の視点から具体的に取り組む施策を整理します。なお、施策の推進を通じ貢献を目指すSDGsについては、関連する目標をSDGsの17の目標のアイコンを用いて示しました。

これらの施策は、下の相関図に示すように、各柱の取組が複雑に関係しあい効果を発揮するものとなっています。このため、着実な事業実施と進捗状況を見ながら計画の見直しを行っていきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 1 保全・再生

「越冬地保全の歴史と豊かな自然環境を未来の子どもたちに」を基本方針に、「ツルの越冬環境の改善」、「歴史的景観の保全・再生」、「多様な生き物の生息環境の創出」、「モニタリング・啓発活動の実施」の4つの視点から具体的な取組を進めます。

### (1) ツルの越冬環境の改善

ツルとの共生のため、本市ではその時代時代にあった保護策が講じられてきていますが、現在は、越冬数の増加、鳥インフルエンザ等の感染症によるリスク等から一極集中の解消が求められています。

給餌をはじめとした、これまでの保護策の見直し等による適正な保護管理の取組が始まっており、分散に向け他地域での越冬地整備の促進や情報共有など関係機関の連携が今後一層重要になってきます。

前計画では、「出水ツル保護管理に関する連絡会」を毎年3回開催し、ツル類の適正な保護管理及びツルと共生した地域づくりを目指すために情報共有など関係機関の連携強化に努めました。

本計画でも、引き続き連絡会を開催し、ツルはじめとする野鳥の保護、ツルの分散化などさまざまな課題の解決に向けて、情報共有や連携強化に努めます。

|   | 取組内容                                                       | 実施時期      | 関係課等               | SDGs                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|------------------------------------------------------------|-----------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 出水ツル保護管理に関する連絡会の開催<br>出水市におけるツル類の適正な保護管理及びツルと共生した地域づくりを目指す | 継続<br>R2～ | 環境省<br>鹿児島県<br>出水市 |    |







## (2) 歴史的景観の保全・再生

出水ツルの越冬地は、自然環境と干拓の歴史により形成された環境の中で、ツルの保護が取組まれたことで成り立っています。農地としての水田があったからこそ現在のようなツルの越冬地となっており、干拓の礎や、農地でのツルとの共生、干拓地ならではの暴風対策としての「松林とツル」の景観など、ツルとともに暮らしてきた出水独自の風景は意義深いものですが、時代と共に失われつつあります。

このため、前計画では、「島津樋門跡整備事業」として干拓地開発の歴史を後世に伝え残すために、島津樋門などの説明看板を設置しました。

本計画では、この事業を、「選奨土木遺産活用事業」として引き継ぎ、歴史的景観を保全・再生し、未来の子どもたちへと引き継いでいくことで、人々の保全への意識や登録地の価値を高めていきます。

|   | 取組内容                                                      | 実施時期       | 関係課等    | SDGs                        |
|---|-----------------------------------------------------------|------------|---------|-----------------------------|
| 2 | 自然素材によるツル保護柵設置事業<br>わらを使用した保護柵設置で景観に配慮する                  | 継続<br>R2～  | クレインパーク | 12 持続可能な消費と生産<br>15 陸の豊かさ   |
| 3 | 選奨土木遺産活用事業<br>史跡巡り歩こう会の実施により、選奨土木遺産の認知を図る                 | 新規<br>R8～  | 文化スポーツ課 | 4 質の高い教育をみんなに<br>11 持続可能な都市 |
| 4 | 松林保全再生事業<br>家屋や農地を海水の飛散被害から守る松林が年々減少しているため、薬剤注入や植樹により保全する | 継続<br>H23～ | 建設政策課   | 11 持続可能な都市<br>15 陸の豊かさ      |



現存する六十間土手の松林



わら柵

## (3) 多様な生き物の生息環境の創出

ラムサール条約では、水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生が求められています。

登録地の湿地は、多くの生き物の生息環境となっているだけでなく、洪水防止や、台風による強風や高波による影響を緩和する緩衝帯、水質浄化等の生態系サービスの機能もあります。

こうした多様な価値のある湿地環境については、現状の維持にとどまらず、ニホンウナギの保護活動など、河川や農地等でのエコアップ事業※を継続・拡充し、さら



なる環境創造に努めていく必要があります。

前計画では、「田んぼの資源保全・再生事業」「河川等の資源保全・再生事業」として、湿地内の田んぼの生き物調査、河川に生息する生き物のモニタリングを実施し、情報収集等に努めました。

本計画でも、引き続き、各種調査を実施し情報収集に努めます。

|   | 取組内容                                                           | 実施時期       | 関係課等             | SDGs                                                       |
|---|----------------------------------------------------------------|------------|------------------|------------------------------------------------------------|
| 5 | 田んぼの資源保全・再生事業<br>ラムサール登録湿地内の田んぼにおいて生物調査を行い、水張り等により生物多様性の回復を試みる | 継続<br>R3～  | クレインパーク          | 11 持続可能な都市とコミュニティ<br>12 持続可能な消費と生産<br>15 陸の生態系             |
| 6 | 河川等の資源保全・再生事業<br>多自然型用水路への転換等により生き物の生息・繁殖空間を創出する               | 継続<br>H26～ | 道路河川課<br>農林水産整備課 | 11 持続可能な都市とコミュニティ<br>12 持続可能な消費と生産<br>14 海の生態系<br>15 陸の生態系 |



田んぼの生き物調べ



高尾野川に設置された石倉カゴ



田んぼの学校

※エコアップ：自然環境が失われた地域の生物的環境の改善を目的に、多種多様な生物が生息する環境を人為的・能動的に整備・創出する試み。

#### (4) モニタリング・啓発活動の実施

多くの鳥類の生息を支える干拓地を取り巻く干潟や河川等の水辺環境では、ごみ拾い等のクリーン作戦は行われていますが、一部で不法投棄等が見られます。

また、環境の変化を捉え保全・再生の対策をとっていくために、植生や底生生物等を含む定期的・継続的なモニタリング等が必要です。登録地は市内を流れる河川の河口域にあたるため、流域全体での関心を高め、多くの市民で保全・再生に取り組む必要があります。



前計画では、「環境フェスタ」「環境保全活動事業」として、体験型イベントを通して子ども達に環境問題を周知し、また、ごみ処理施設見学やフィールドワークを実施し、子ども達に環境問題やゴミ問題への意識を高めてもらうよう啓発に努めました。

本計画では、一部事業の見直しを行うとともに新たに、ポスター・標語展を実施するなど湿地環境の機能、現状等の啓発に努め、保全・再生を進めて行きます。

|    | 取組内容                                                                                          | 実施時期        | 関係課等                            | SDGs                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 7  | 塩生植物調査事業<br>絶滅危惧種の多い塩生植物を調査し生息環境の保全と生物多様性の確保の方法を検討                                            | 継 続<br>R 4～ | クレインパーク<br>出水ツルの越冬地<br>生物多様性協議会 | 14 海の豊かさ<br>増やす<br>15 陸の豊かさを<br>守る   |
| 8  | ふるさと出水クリーン作戦<br>清掃活動を通して環境教育や情操教育を行いながら自然環境を保全する                                              | 継 続         | 生活環境課                           | 4 質の高い教育を<br>みんなに<br>11 陸の豊かさを<br>守る |
| 9  | ラムサールをテーマとした環境ポスター・<br>標語作品展<br>登録の節目の年にラムサール条約湿地を<br>テーマとするポスターや標語を募集する<br>(令和8年度実施予定 登録5周年) | 新 規<br>R 8～ | 生活環境課                           | 12 つくばるもの<br>をつくる<br>14 海の豊かさ<br>増やす |
| 10 | 水辺の生き物たちと友達になろう事業<br>水辺の生き物の生息状況をしることで、そ<br>の地点の水質を知る                                         | 継 続<br>R 4～ | クレインパーク                         | 15 陸の豊かさを<br>守る                      |



ふるさと出水クリーン作戦の様子



---

## 2 賢明な利用（ワイズユース）

賢明な利用は、湿地の生態系を維持しながら、そこから得られる恵みを次の世代へと受け継ぎながら活用する、ラムサール条約の中核となる重要な考え方です。

産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めること、人々と湿地とのつながり、そして歴史や文化を大切にすることが、湿地そのものを保全するために重要であるとされています。

本市のツルの越冬地は食料生産の場であるため、一次産業はもちろん、観光産業にとっても重要であり、両者が持続的に健全な状態で発展していくことが望まれます。

このため、「先人の知恵に学びつつ湿地の恵みを持続的に活用」を基本方針に、「一次産業の振興」、「観光への利活用の推進」の2つの視点から具体的な取組を進めます。



収穫直前の稲穂



稲穂の掛け干し



潮干狩り





### (1) 一次産業の振興

漁業では自然の恵みとして、豊かな漁場やノリの養殖が営まれています。渡来するカモ類による食害が発生しています。

農業でもツルをはじめとする野鳥による食害があり、営農方法や栽培作物を変えてきた経緯があります。

また、本市を代表する養鶏業では、高病原性鳥インフルエンザ等に対し防疫の徹底が必要であり、野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出された際に風評被害に遭うなど、特に一次産業の従事者へ不利益が生じている一面があります。

こうした状況を変えていくためにも、ツルをはじめとする野鳥との共生がメリットとなるよう、ラムサール条約への登録をきっかけに、本市の地場産品の認知度の向上や、差別化、競争力を強化するなど、市場価値を高める取組が重要となってきます。

前計画では、「出水ラムサールブランド認証推進事業」「出水ラムサールブランド商品開発事業・販売促進事業」「出水市ラムサール条約ブランド統一ロゴマーク募集事業」「ギフト&レシピ創作事業」として、出水産の農林水産物のブランド化を図り、ブランド認定された農林水産物を加工・販売する際には、公募により作成されたロゴマークを使用し、出水の魅力発信に努めた。

本計画では、「ラムサールブランド推進事業」に一本化し、ブランド力の向上に努めます。

|   | 取組内容                                                                                    | 実施時期       | 関係課等    | SDGs   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|--------|
| 1 | <b>カモ被害の防除事業</b><br>ブロッコリーや水稻の苗などのカモ被害を防除するための資材等を検討する                                  | 継 続<br>R4～ | 農政畜産課   | 12  15 |
| 2 | <b>ラムサールブランド推進事業</b><br>ラムサールブランドの浸透を図り、ロゴの認知度を高めるとともに、ロゴ使用がメリットとなるようブランド力の向上を図る取組を実施する | 継 続        | クレインパーク | 11  12 |

## (2) 観光への利活用の推進

ツルの越冬地は早くから観光に活用され、本市の重要な地域資源となっています。

しかし、近年は観光形態の変化もあり、多くのツルが見られる場所というだけでは十分な魅力とならず、来訪者数は減少の傾向にあります。

また、一部の来訪者の行動が、地域の一次産業にとって不利益をもたらしている面もあり、来訪者にも住民にとっても魅力がある観光利用のため、越冬地の利用調整（p. 38 参照）を実施しています。

利用調整では、来訪者の行動の自由に制限が伴うため、十分な満足度が得られる出水ツルの越冬地ならではの観察施設やツアー内容、ガイドの質等、受け入れ体制を整えていく必要があります。また、登録地の魅力を増し、環境のさらなる保全の促進につながるよう、エコツーリズムの推進により、地域の自然資源を通年で活用していくことも重要となります。

前計画では、「トレーラーハウス導入事業」「自然資源・野鳥観察会支援事業」「ツル三昧ツアー造成事業」として、導入したトレーラーハウスを宿泊施設ではなく野鳥観察小屋として活用し、また自然資源や野鳥観察会を支援し、出水でしか体験できないツアーを造成し、出水の情報発信に努めた。

本計画では、「出水市エコツーリズム推進全体構想」の実現に向けた、地元ガイドの養成や国内外の旅行者に向けた情報発信に努めます。

|   | 取組内容                                                                           | 実施時期       | 関係課等    | SDGs                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|--------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | <b>葦島遊歩道等整備活用事業</b><br>葦島に遊歩道を整備し、北帰行を楽しめる新たな魅力ある観光地づくりを進める                    | 新規<br>R 8～ | 農林水産整備課 |                                                                                                                                                                                  |
| 4 | <b>フォトスポット整備事業</b><br>多くの野鳥を生態系に配慮しながら観察・撮影できるスポットを設け越冬地の魅力を知ってもらう             | 継続<br>R 4～ | クレインパーク |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 5 | <b>エコツーリズム推進事業</b><br>国の認定を進めている出水市エコツーリズム推進全体構想の実現に向けた事業を行う                   | 新規<br>R 8～ | クレインパーク |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6 | <b>エコツーリズムガイド養成事業</b><br>地元の自発的なツーリズムの促進のため地元のガイドを養成する                         | 継続<br>R 2～ | クレインパーク |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 7 | <b>出水ツルの越冬地プロモーション事業</b><br>自然と人の関わりを学び、出水の「食」を味わう「知的体験型エコツアー」の販路開拓やプロモーションの強化 | 継続<br>R 3～ | 観光交流課   |  <br>  |



### 3 交流・学習

交流・学習では、湿地が提供する恵みや価値を認識するために、湿地環境に親しむ機会や、湿地の働きや重要性について理解する学習機会を作っていくことが求められています。

本市では、半世紀以上の歴史をもつツルの羽数調査に代表されるように、子どもたちを中心にツルをテーマとした交流・学習を行っています。

また、本市を訪れる観光客へ向けた啓発拠点である「ツル観察センター」と、研究・教育施設として国内外の自治体や研究者等とのネットワークを築いている「ツル博物館クレインパークいずみ」の2つの拠点は、それぞれに交流・学習の機能を発揮しています。

そこで、「湿地を身近に感じ郷土愛を醸成」を基本方針に、「地域間交流の推進」、「環境学習に向けた支援」、「拠点施設の機能充実」「情報発信」の4つの視点から具体的な取組を進めます。

#### (1) 地域間交流の推進

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等の国際連携のためのネットワークや、日本ツル・コウノトリネットワーク等の国内ネットワークを通じ、ツルの越冬地として国内外の重要湿地等との情報交換や交流活動に取り組んできました。

前計画では、「ツルや野鳥に関する交流事業」「ラムサール条約湿地登録自治体との交流事業」「中学生友好都市派遣事業」として、ツルや野鳥に関する国際機関、ラムサール条約湿地登録されている他自治体、友好都市へのツルクラブ所属の中学生を派遣するなど情報交換、交流に努めた。

本計画では、さらに連携協定を結んだ台湾の団体と交流を深めます。

|   | 取組内容                                                                                                    | 実施時期             | 関係課等             | SDGs                                                                                                                                                                        |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <b>ツルや野鳥に関する交流事業</b><br>湿地の利活用を進めていくため、重要なシンボルであるツルの研究を通じ、積極的な情報発信・交流を進め、本市の取組の周知や知名度の向上、教育普及活動や保全を推進する | 継続<br>R 4～       | クレインパーク<br>学校教育課 |   |
| 2 | <b>ラムサール条約湿地登録都市との交流事業</b><br>本市以外のラムサール条約湿地登録都市との交流を通じ、湿地への関心や理解を深め、環境学習や保全・利活用を推進する                   | 継続<br>R 4～       | クレインパーク          |   |
| 3 | <b>中学生友好都市派遣事業</b><br>友好都市の北海道釧路市へツルクラブ員を派遣することで、資質の向上や将来の郷土を担う青少年の育成を行う                                | 継続<br>R 2～       | クレインパーク          |   |
| 4 | <b>台湾など海外の団体との交流事業</b><br>協定締結した台湾野鳥保育協会や雲嘉南濱海国家風景管理處とエコツーリズムや野鳥保護などについて相互協力、交流を行う                      | 新規<br>掲載<br>R 5～ | クレインパーク          |   |



## (2) 環境学習に向けた支援

本市では子どもたちへのツル学習の体制が充実し、ツルクラブやツルガイド博士等知識を蓄えた子どもたちが多く、活躍の機会を広げていくことが期待されています。

また、今後は、ツルにとどまらず広くラムサール条約や登録地の環境・歴史等にも学習の対象を広げていくための支援を行い、登録地の重要性の認識や郷土愛をはぐくむことを目指します。

本計画でも前計画と同様に、市内の児童・生徒に向けて情報提供を行い、習得した知識を発信できるよう支援を行っていきます。

|   | 取組内容                                                                                   | 実施時期      | 関係課等             | SDGs                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | <b>ICTを活用した出水のツル広報事業</b><br>ICT（情報通信技術）を活用し、ツルクラブやツルガイド博士の児童・生徒がツルについて学んだ知識を発信する機会を設ける | 継続<br>R4～ | クレインパーク<br>学校教育課 | <br><br><br><br> |
| 6 | <b>児童向けパンフレット作成事業</b><br>児童・生徒がラムサール条約に係る地域の文化、歴史、自然環境等に興味を持つための足掛かりとなるパンフレットを作成する     | 継続<br>R4～ | クレインパーク          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 7 | <b>副教材「わたしたちの出水市」改訂事業</b><br>副教材「わたしたちの出水市」改訂の際、ラムサール条約や出水の自然、歴史、ツルについての学習を行うため内容を見直す  | 継続<br>R2～ | 学校教育課            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8 | <b>ラムサール条約及びツルに関する学習支援</b><br>市内の児童・生徒及び教員を対象にラムサール条約や出水の自然、歴史、ツルについての出前講座など学習支援を行う    | 継続        | クレインパーク          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



副教材



ICTを活用した交流事業



### (3) 拠点施設の機能充実

既存の拠点施設であるツル博物館クレインパークいずみや、ツル観察センターは、ツルにとどまらず広く湿地について学べるよう機能強化が重要となります。

クレインパークいずみでは、主に子どもたちのラムサールに関する学習支援の他、常設・企画展示などの充実を進めます。

ツル観察センターは、ラムサール条約登録地としての環境について学べるとともに、体験学習やエコツーリズム等の拠点として様々な機能の充実を進めます。このため、現在ツルの越冬期のみの開館期間を通年とし、普及啓発・情報発信・交流施設として機能の強化を検討します。

さらに、ツル保護センターについても、ツル観察センターとともに登録地内に立地する重要な拠点施設として、活用を検討します。

前計画では、ツル観光、ラムサール条約湿地登録のPRに関しては、ツル観察センター周辺及びクレインパークを中心に展開してきました。

本計画でも引き続き両施設を中心に展開するとともに、特にツル観察センターについては、野鳥の生態、周辺の景観に十分配慮しながら、活用を検討します。

|    | 取組内容                                                                                 | 実施時期       | 関係課等             | SDGs |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------|------|
| 9  | ツル観察センターの機能見直し<br>年間を通し湿地や環境について学ぶことができる野外活動の拠点としての活用方法を検討する                         | 継続<br>R 4～ | 観光交流課<br>クレインパーク |      |
| 10 | 光学機器メーカー誘致事業<br>イベントや利用調整期間中に企業の出店により、ツル観察センターへの集客を図る                                | 継続<br>R 2～ | クレインパーク          |      |
| 11 | ラムサール常設展示・特設コーナー設置事業<br>ツル観察センターでのラムサール条約に関する特設コーナー設置、クレインパークでのラムサール条約に係る企画展や常設展示を行う | 継続<br>R 3～ | 観光交流課<br>クレインパーク |      |
| 12 | ツル観察センター周辺サイクリングコース整備事業<br>ツル観察センターを拠点に既存道路等を活用したサイクリングコースを設定する                      | 継続<br>R 4～ | クレインパーク          |      |
| 13 | ラムサール条約登録地PR看板等設置事業<br>海外からの来訪者にも対応できる多言語標記看板等を設置する                                  | 継続<br>R 4～ | 観光交流課<br>クレインパーク |      |
| 14 | ツル保護センター活用事業<br>保護ツルの見学を通じた保護活動への理解を深めてもらうための活用方法を検討する                               | 継続<br>R 4～ | 観光交流課<br>クレインパーク |      |

#### (4) 情報発信

ツル博物館クレインパークいずみでは、これまで特にツルや野鳥に関する情報の発信に力を入れてきました。

前計画では、「越冬地の自然と人々の共生の歴史」編纂事業として、「荒崎むかし語り」を刊行しました。

本計画では、前述の編纂事業以外の事業を引き続き実施し、ラムサール条約登録地としての PR や本市の自然の魅力や歴史等、幅広い情報を様々な媒体を通じて発信していきます。

|    | 取組内容                                                                           | 実施時期            | 関係課等             | SDGs                                                                                                                                                                           |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | ラムサール条約湿地登録PR事業<br>車体広告等を通じ条約登録を広くPRする                                         | 継続<br>R3～       | クレインパーク          |                                                                                             |
| 16 | ラムサール条約紹介動画作成事業<br>ラムサール条約に関する紹介動画を作成し<br>学習やPRに使用する                           | 継続<br>R4～       | クレインパーク<br>学校教育課 |                                                                                             |
| 17 | 環境関連のイベント創出事業<br>「バードフェスタ」や「世界湿地の日」に<br>関連したイベントを実施する                          | 継続<br>R4～       | クレインパーク<br>学校教育課 |                                                                                            |
| 18 | 出水の自然情報発信事業<br>SNSを通じたツルや野鳥の情報など出水<br>の自然に関する情報発信を行う                           | 継続<br>R4～       | クレインパーク          |                                                                                           |
| 19 | 湿地の写真コンテスト及び写真展開催事業<br>湿地の写真コンテストを毎年実施すること<br>により、写真愛好家を呼び込むとともに出<br>水の魅力を発信する | 新規<br>掲載<br>R3～ | クレインパーク          | <br> |



ジャパンバードフェスティバルの様子（千葉県我孫子市）



## 4 越冬地利用調整

利用調整は、ツルの越冬地としての本市が抱える課題を「ツルへの配慮」、「住民と来訪者との共生」、「鳥インフルエンザへの防疫の強化」の観点から解決するために、利用をコントロールすることです。

越冬地の環境を保全するとともに、「ツル越冬地の自然環境の保全及び持続可能な活用の推進」を基本方針に、「越冬地利用調整の制度設計」、「円滑な利用のためのルール」の視点から具体的な取組を進めます。



図出典：平成27年度出水市におけるナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等に係る合意形成検討調査業務報告書（環境省九州地方環境事務所）

### (1) 越冬地利用調整の制度設計

前計画では、本格実施に向けて、事業の徹底した周知や、越冬地を訪れた人への公平性を期すために、通行制限や協力金の受領を任意ではなく、法的な根拠に基づく制度の構築を目指し、検討を進めてきました。令和4年のシーズンから本格実施し、協力金の受領率に関しては95%を超える高い数値であり、来訪者の方の理解を得られていると考えます。

本計画では、協力金に関する趣旨、使途の説明について、広く周知することにあります。

|   | 取組内容                                   | 実施時期      | 関係課等    | SDGs                                     |
|---|----------------------------------------|-----------|---------|------------------------------------------|
| 1 | ツルの越冬地利用調整事業<br>利用調整の実施期間と入域制限の手段を検討する | 継続<br>R2～ | クレインパーク | 8 経済成長<br>11 持続可能な消費と生産<br>12 持続可能な消費と生産 |
| 2 | 越冬地環境保全協力金に関する制度設計<br>協力金の受領手段と使途を検討する | 継続<br>R2～ | クレインパーク | 14 海の豊かさ<br>15 陸の豊かさ                     |

## (2) 円滑な利用のためのルール

利用調整についての正しい理解と協力を得るためにルールの作成と普及のための事業を進めます

本計画でも、前計画と同様に地元関係者と協議しながら、よりよい観察マナー・ルールの作成、周知に努めます。

|   | 取組内容                                                            | 実施時期      | 関係課等    | SDGs                                                                          |
|---|-----------------------------------------------------------------|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 出水ツルの越冬地野鳥観察ルール策定事業<br>野鳥観察や自然体験に関する場所や時間、<br>利用方法を示したルールを作成する  | 継続<br>R4～ | クレインパーク | 8 働きがいも<br>経済成長も                                                              |
| 4 | ツル観光用のレクチャー動画作成事業<br>ツル観光の前に観察マナーやルールの周知<br>や地域の歴史等を紹介する動画を作成する | 継続<br>R4～ | クレインパーク | 11 持続可能な<br>都市づくり<br>12 持続可能な<br>消費生活<br>14 海の豊かさ<br>を守ろう<br>15 陸の豊かさ<br>を守ろう |



レクチャー動画の視聴



電気自動車 C+Pod



## 第 5 章 参考資料

### 1 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会規則

(令和元年 1 2 月 2 5 日 規則第 7 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、ツル渡来地を中心とする希少な環境の価値をさらに高め、ラムサール条約の目的である自然との共生や湿地の保全と賢明な利活用について協議するため、出水市附属機関の設置に関する条例（平成 3 0 年出水市条例第 1 1 号。第 5 条第 1 項において「条例」という。）の規定に基づき置く出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令 5 規則 4 1 ・一部改正)

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、2 5 人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出水市
- (2) 土地改良区の役員
- (3) 漁業協同組合の役職員
- (4) 農業協同組合の役職員
- (5) いずみ民泊体験推進協議会の役員
- (6) 出水市観光協会の役員
- (7) 出水商工会議所及び鶴の町商工会の役職員
- (8) さつま出水青年会議所の役員
- (9) 出水市自治会連合会の役員
- (10) 学識経験者
- (11) 学校教育関係者
- (12) 関係行政機関の職員
- (13) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。



---

3 委員に特別委員を置く。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、協議会を招集し、協議会の会議（以下この条において「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 条例第4条の規定に基づき、協議会に部会を置き、その所掌事項は、条例別表1に規定する協議会の所掌事務について必要な協議を行うこととする。

2 部会に属すべき部会委員は、委員が推薦する者の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は部会の会務を総理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、商工観光部ツル博物館において処理する。

(令5規則41・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項にあっては会



長が協議会に諮って、部会の運営に関し必要な事項にあっては部会長が部会に諮って、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(協議会の招集の特例)

- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が協議会を招集する。第 5 条第 5 項の規定により準用する場合において部会に属する委員の互選により部会長が定められていないときにあっては、会長が部会を招集する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日規則第 4 1 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会委員名簿(令和8年3月1日現在)

| 団 体 名 |                            | 職 名      | 氏 名            |
|-------|----------------------------|----------|----------------|
| 1     | 出水市                        | 市 長      | 椎木 伸一<br>(会長)  |
| 2     | 出水干拓東土地改良区                 | 理事長      | 尾籠 政斗<br>(副会長) |
| 3     | 出水平野土地改良区                  | 理事長      | 椿 義博           |
| 4     | 出水平野土地改良区 荒崎工区<br>(受益者代表)  | 管理委員長    | 野添 輝夫          |
| 5     | 出水平野土地改良区 西干拓工区<br>(受益者代表) | 管理委員長    | 宮下 良行          |
| 6     | 北さつま漁業協同組合                 | 出水支所 支所長 | 今井 辰彦          |
| 7     | 高尾野内水面漁業協同組合               | 筆頭理事     | 立山 三郎          |
| 8     | 鹿児島いずみ農業協同組合               | 出水事業所長   | 椿 純一           |
| 9     | マルイ農業協同組合                  | 代表理事組合長  | 高松 信吾          |
| 10    | 鹿児島サンフーズ株式会社               | 常務取締役    | 尾林 伸幸          |
| 11    | いずみ民泊体験推進協議会               | 会長       | 楠元 良彦          |
| 12    | 出水市観光特産品協会                 | 代表理事     | 宇津木 信孝         |
| 13    | 出水商工会議所                    | 会 頭      | 竹之下 良二         |
| 14    | 鶴の町商工会                     | 会長       | 竹添 裕二          |
| 15    | さつま出水青年会議所                 | 理事長      | 前田 輝           |
| 16    | 鹿児島県環境林務部 自然保護課            | 課 長      | 川瀬 翼           |
| 17    | 鹿児島県教育庁 文化財課               | 課 長      | 西小野 哲也         |
| 18    | 鹿児島県土木部 河川課                | 課 長      | 福永 和久          |
| 19    | 鹿児島県北薩地域振興局 総務企画課          | 課 長      | 萩原 浩一          |
| 20    | 鹿児島県北薩地域振興局 河川港湾課          | 課 長      | 中山 文人          |
| 21    | 鹿児島県北薩地域振興局<br>農政普及課出水市駐在  | 参 事      | 稲森 修二          |
| 22    | 鹿児島県ツル保護会                  | 副会長      | 戸崎 基夫          |
| 23    | 出水市自治会連合会                  | 幹事       | 桐野 憲一          |
| 24    | 出水市立 高尾野中学校                | 校 長      | 鷺見 博生          |
| 25    | 出水市立 鶴荘学園                  | 校 長      | 橋野 正毅          |





## 3 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会 部会委員名簿 (令和8年3月1日現在)

| 1 保全・再生／交流・学習部会             |                     |            |       |
|-----------------------------|---------------------|------------|-------|
| 1                           | 高尾野内水面漁業協同組合        | 筆頭理事       | 立山 三郎 |
| 2                           | 出水市立 鶴荘学園           | 教頭         | 児玉 拓也 |
| 3                           | 出水市立 蕨島小学校          | 教頭         | 向島 和紀 |
| 4                           | 鹿児島県ツル保護会           | 巡回監視員      | 溝口 文男 |
| 5                           | 学校教育課               | 課長         | 吉元 宣博 |
| 6                           | 文化スポーツ課             | 文化財保存活用専門監 | 岩崎 新輔 |
| 7                           | 生活環境課               | 課長         | 下村 吉人 |
| 8                           | 出水市ツル博物館 クレインパークいづみ | 館長         | 堀 昌伸  |
| 2 賢明な利用（ワイズユース）／ツル越冬地利用調整部会 |                     |            |       |
| 1                           | 出水平野土地改良区 荒崎工区(受益者) |            | 山口 省吾 |
| 2                           | 地 域（荘地区）            |            | 時吉 大喜 |
| 3                           | 出水干拓東土地改良区          | 理事長        | 尾籠 政斗 |
| 4                           | 出水市観光特産品協会          | 専務理事兼事務局長  | 益田 茂満 |
| 5                           | エコツアーガイドいづみ         | 事務局長       | 湯田 憲孝 |
| 6                           | 農政畜産課               | 課長         | 中原 克章 |
| 7                           | 農林水産整備課             | 課長         | 中里 豊  |
| 8                           | 観光交流課               | 観光みらい戦略監   | 青崎 譲二 |
| 9                           | 出水市ツル博物館 クレインパークいづみ | 館長         | 堀 昌伸  |
| 特別委員                        |                     |            |       |
| 1                           | 環境省 出水自然保護官事務所      | 自然保護官      | 武石 俊八 |

---

## 4 ラムサール条約条文

### 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(昭和55年9月22日 条約 第28号)

注 平成6年4月29日 条約一部改正現在

締約国は、

人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、

水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、

湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、

湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、

水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、

湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、

次のとおり協定した。

#### 第1条

- 1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。
- 2 この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

#### 第2条

- 1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第8条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が6メートルを超える海域であって湿地に囲まれているものを含めることができる。
- 2 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従って、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとっていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。
- 3 登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。



- 4 各締約国は、第9条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも1の湿地を指定する。
- 5 いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第8条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。
- 6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

### 第3条

- 1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第8条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

### 第4条

- 1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。
- 2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。
- 3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。
- 4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。
- 5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

### 第5条

締約国は、特に2以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は2以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保存に関する現在及び将来の施策及び規

---

制について調整し及びこれを支援するよう努める。

## 第6条

- 1 この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第8条1の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り3年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも3分の1が書面により要請する場合には特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次の通常会合の時期及び場所を決定する。
- 2 締約国会議は、次のことを行う権限を有する。
  - (a) この条約の実施について討議すること。
  - (b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。
  - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であって第3条2の規定により通報されるものについて検討すること。
  - (d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。
  - (e) 湿地に関係のある事項であって本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。
  - (f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。
- 3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。
- 4 締約国会議は、会合ごとに手続規則を採択する。
- 5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会議は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。
- 6 締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従って、予算に係る分担金を支払う。

## 第7条

- 1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。
- 2 会議に代表を出席させる各締約国は、1の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

## 第8条

- 1 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の3分の2以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務





局の任務を行う。

2 事務局は、特に、次の任務を行う。

- (a) 第 6 条 1 の会議が招集されかつ組織されるに当たって助力すること。
- (b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第 2 条 5 の規定により締約国が行う通報を受けること。
- (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第 3 条 2 の規定により締約国が行う通報を受けること。
- (d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回の会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。
- (e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

## 第 9 条

- 1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。
- 2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。
  - (a) 批准につき留保を付さないで署名すること。
  - (b) 批准を条件として署名した後、批准すること。
  - (c) 加入すること。
- 3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託することによって行う。

## 第 10 条

- 1 この条約は、前条 2 の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となった後 4 箇月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後 4 箇月で各締約国について効力を生ずる。

## 第 10 条の 2

- 1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。
- 2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。
- 3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府（以下「事務局」という。）に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から 3 箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出

---

する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

- 4 事務局は、締約国の3分の1以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従って通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。
- 5 改正は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択する。
- 6 採択された改正は、締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後4番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後4番目の月の初日に効力を生ずる。

## 第11条

- 1 この条約は、無期限に効力を有する。
- 2 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から5年の期間が満了した後は、寄託者が書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後4箇月で効力を生ずる。

## 第12条

- 1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。
  - (a) この条約の署名
  - (b) この条約の批准書の寄託
  - (c) この条約の加入書の寄託
  - (d) この条約の効力発生の日
  - (e) この条約の廃棄の通告
- 2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第102条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1971年2月2日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本1通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、預託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

---

## 出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画

令和 8 年 3 月

〔発行〕 出水市ラムサール条約保全・利活用推進協議会  
出水市

〒899—0292

鹿児島県出水市緑町 1 番 3 号

電話 0996-63-2111

---